

第1期「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」取組状況一覧

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)
					元年度の実施状況	R2年度の変更点	
1 未来の社会・家庭を築く若者の育成と支援	1 次代の親の育成	1	次代の親になるための準備教育	子どもや子育てについての理解を深めるため、学生と乳幼児がふれあう体験学習等の取組を推進します。	市町村が行う「あかちゃんふれあい体験学習」等の取組みに対して助成を行いました。 ・助成市町村:1市	—	子育て支援課
		2	若者の人生設計に関する意識啓発	大学等と連携し、学生を対象に、「働くこと」、「結婚すること」、「生み育てること」といった自らのライフプランを考えてもらうセミナーを開催するとともに、学校等におけるライフプラン教育の充実を図ります。	【セミナーの開催】 ・開催回数:13回 ・延べ参加者数:845人	—	子育て支援課
		3	「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン	「家族の日」(11月第3日曜日)がある11月を中心に、企業・店舗・団体等と連携し、「家族・子育て」をテーマとした催し等を実施することにより、地域社会全体で子育てを応援する気運を高めます。	地域全体で子育てを応援する社会づくりの趣旨に賛同した企業や店舗、団体が家族で楽しめるイベントの開催や割引サービス等を展開する「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーンを実施しました。(協賛事業数301件)	—	子育て支援課
		4	妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発	市町村等関係機関と連携して、妊娠・出産と、体重・飲酒・喫煙等の生活習慣や年齢との関係等、妊娠・出産に関する正しい知識の普及に努めます。	若者を対象に妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発や相談窓口を紹介するリーフレットを配布しました。 ・配布部数:約54,000部	—	健康増進課
		5	社会人講師の積極的な活用	産業界の実践に基づく知識や熟練した技術・技能を直接生徒に指導する社会人講師を授業や特別活動などで積極的に活用します。	・社会人講師の招聘事業の実施 実施学校数:28校 444時間	実施予定校:29校 実施予定時間:492時間	高校教育課
		6	高校生キャリア教育推進事業	○インターンシップを中心に各学校のキャリア教育の充実を図り、生徒に自らの適性についての認識と職業に対する意識の向上を図ります。 ○就職決定率を向上させるとともに進路未定者と早期離職者の減少を図ります。 ○特別支援学校の就職希望率、就職決定率の向上を図ります。	・インターンシップ実施校95校/95校	—	高校教育課
		7	資格等の取得向上	各種認定資格や本県の認定制度である福岡県高等学校職業教育技術認定制度による認定試験の実施により、生徒の知識・技術の向上を図ります。	・測量技術、建築製図技術認定試験の実施 受験者数:657人	受験予定者数:700人程度	高校教育課
2 若者の就業支援	1 若者に対するきめ細かな就職支援	若者の円滑な就職を図るためには、個々の状況やニーズに応じた対応が必要なため、若者しごとサポートセンター、30代チャレンジ応援センター、若者サポートステーションにおいて、きめ細かな就職支援を実施します。	若者しごとサポートセンター、30代チャレンジ応援センター、若者サポートステーションにおいて、10代から30代までの求職者の支援を実施しました。 ・利用者数:323,653人(3施設合計) ・就職・進路決定者数:35,272人(3施設合計)	R2年度から、「若者しごとサポートセンター」と「30代チャレンジ応援センター」を統合した「若者就職支援センター」において事業実施	労働政策課		
		○若者しごとサポートセンター おおむね29歳以下の求職者の就職支援	○若者しごとサポートセンター ・利用者数 200,167人 ・就職者数 29,668人 ※実績はH27年度からの累計	○若者就職支援センター おおむね39歳以下の求職者の就職支援		労働政策課	
		○30代チャレンジ応援センター おおむね30代の求職者の就職支援	○30代チャレンジ応援センター ・利用者数 39,859人 ・就職者数 3,450人 ※実績はH27年度からの累計				
		○若者サポートステーション 15~49歳までの若年無業者等の自立支援	○若者サポートステーション ・利用者数 83,627人 ・進路決定者数 2,154人 ※実績はH27年度からの累計	R2年度から、支援対象年齢を49歳までに引き上げ。	労働政策課		

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)	
					元年度の実施状況	R2年度の変更点		
1 未来の社会・家庭を築く若者の育成と支援	2 若者の就業支援	2	若者の農林水産業への参入と定着促進	県内農林水産業への新規就業を希望する県内外の若者を対象に、情報発信や相談会を行うことで、農林水産業への参入を促進します。	県内農林水産業への新規就業を希望する若者に対し、セミナーや研修を実施するとともに、県外就農フェア等へ参加し、情報発信を行いました。また、雇用就業支援として、これまでの農業への求職者と農業法人等のマッチングを行う従来の取組に、林業と漁業を加え、「福岡県農林漁業就業マッチングセンター」として新たに活動を開始しました。	・農林漁業一体となった新規就業支援の強化	後継人材育成室 林業振興課 水産振興課	
					・農林漁業新規就業者：505人 ・農林漁業新規就業セミナー実施回数：1回 ・県外就農フェア等への参加：6回 ・就職応援サイトの拡充 ・農林漁業合同会社説明会実施回数：4回 ・農林漁業就業マッチングセンターのマッチング成立回数：11件			
					・養成訓練 入校者数：215、入校率：71.7%			
		3	求職者に対する職業訓練	○7つの県立高等技術専門学校において、新規学卒者を対象とした「養成訓練」と離職職者を対象とした「職業転換訓練」を実施します。 ○県立高等技術専門学校が民間の教育訓練機関等に委託し、「求職者技能習得訓練」を実施します。	・職業転換訓練事業 入校者数：352、入校率：58.7%	—	職業能力開発課	
					・求職者技能習得訓練事業 (巡回就職支援指導事業を除く) 入校者数：3,622人、 入校率：91.6%			
					・求職者に対する就職支援			
	4	訓練生に対する就職支援	県立高等技術専門学校において、職業訓練に加え、就職指導や求人開拓、情報提供等、訓練生の就職のための総合的な支援を実施します。	高等技術専門校の訓練生を対象とした無料職業紹介を就職等推進員が実施し、訓練生の資質・能力と事業主のニーズとのマッチングを実施しました。 ・就職者：458人、就職率：92.2%(30年度実績)	—	職業能力開発課		
				委託訓練において、巡回就職支援等指導員や連携推進員を配置し、訓練コース設定から就職支援まで体系的な支援を実施しました。(民間教育訓練機関等への委託分) ・就職者：2,980人、就職率：81.6%(30年度実績)				
				・入校者：7人、入校率：35.0%				
	5	企業実習一体型職業訓練	若年者を対象とした新たな人材育成システムとして、県立高等技術専門学校や民間教育訓練機関における座学訓練と企業での実習を組み合わせた職業訓練を実施します。	・入校者：7人、入校率：35.0%	—	職業能力開発課		
				・入校者：7人、入校率：35.0%				
				・入校者：7人、入校率：35.0%				
6	若者ものづくり人材育成事業	39歳以下の若年者を対象に、県立高等技術専門学校で職業紹介とセットになった実践的な短期間(3～4か月)の職業訓練を実施します。	H29年度事業終了	—	職業能力開発課			
			H29年度事業終了					
			H29年度事業終了					
3 結婚応援の推進	1	結婚応援	○出会い・結婚応援事業 ・「出会い応援団体」として県に登録する県内の企業・団体が、イベント等を実施して出会いの場づくりを行います。また、ホームページやメールマガジン「あかい糸めーる」で「出会い応援団体」の実施するイベント情報を発信し、県内の独身者に出会いの場を提供します。 ・従業員の結婚を応援したい企業・団体同士を対象に、それぞれの希望に応じた出会いイベントを設定します。 ・「出会い応援団体」に登録している企業・団体のトップに結婚応援に関する宣言をしてもらい、その宣言をホームページ等により広く紹介します。	【出会いイベントの開催】 ・イベント開催回数：444回 ・延べ参加者数：8,779人 ・カップル成立率：33.1% ・成婚報告件数：49組	・新たに「企業・団体間マッチング支援センター」を設置し、県内各地域において個別企業や様々な業界団体への働きかけ、とりわけ異業種団体間での出会いイベントのマッチングを強化することにより出会いの機会の拡大を図る。 ・「出会い応援団体」に協力を働きかけ、イベント参加者に対する成婚特典提供の仕組みを作る。	子育て支援課		
			○ふくおか縁結びネットワーク構築・活性化事業 ・地域の結婚応援関係者(市町村、出会い応援団体等)のネットワーク化や活動の活性化を支援する交流会・研修会を開催し、地域における効果的な結婚応援の取組みを促進します。	【研修会、交流会の開催】 ・開催回数：1回 ・延べ参加者数：49人 ※2回開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、1回開催中止。			—	子育て支援課
			○婚活力ステップアップセミナーの開催 ・市町村等と連携し、独身者を対象に、コミュニケーションスキルアップやマナーアップ等、出会いイベント等に役立つスキルの向上をサポートするセミナーを開催します。	【セミナーの開催】 ・開催回数：31回 ・延べ参加者数：503人 ※40回開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、9回開催中止。			—	子育て支援課

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)
					元年度の実施状況	R2年度の変更点	
1 未来の社会・家庭を築く若者の育成と支援	3 結婚応援の推進	1	結婚応援	○九州・山口出会い応援プロジェクト事業 ・本県で運用しているメールマガジン「あかい糸めーる」を九州・山口各県で共同利用し、県域を超えた出会いの機会の拡大を図ります。	本県で運用しているメールマガジン「あかい糸めーる」を九州・山口各県で共同利用し、県域を超えた出会いの機会の拡大を図りました。	—	子育て支援課
				○九州・山口結婚・子育てポジティブキャンペーン事業 ・九州・山口各県及び経済界が一体となり結婚・子育てをテーマとしたポジティブキャンペーンを実施します。	九州・山口各県及び経済界が一体となり、企業・団体における結婚応援の気運を更に高めることを目的に、結婚支援の重要性や、その効果的な取組事例などをまとめた啓発冊子を作成しました。	九州・山口各県及び経済界が一体となり、企業間・異業種間婚活を推進するとともに、大学生等を対象としたライブデザインセミナーを開催する。	子育て支援課
		2	総合ポータルサイトによる情報発信	出会いや結婚、子育て生活等の様々な情報を発信します。	・ページビュー数・・・118,538pv (期間：H31.4.1～R2.3.31)	—	子育て支援課
2 子育てと仕事が両立できる環境の整備	1 働きながら子育てできる環境づくり	1	「子育て応援宣言企業」登録制度	県内企業・事業所の代表者が、従業員の仕事と子育ての両立を支援する具体的な取組を自主的に宣言し、それを県が登録する「子育て応援宣言企業」登録制度を推進します。県は、宣言企業の取組を県のHPをはじめ各種広報媒体を通して広く紹介します。	・子育て応援宣言企業の登録を拡大 登録企業数7,179社(R1年度末) ・「子育て応援宣言企業7000社大会」を開催 ・「子育て応援宣言企業・事業所知事表彰」を実施。表彰6社、うち2社を男性の育児参加促進企業として表彰 ・九州・山口の経済界・自治体が一体となったワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンを実施	・「子育て応援宣言企業7000社大会」終了	新雇用開発課
		2	雇用の機会均等及び仕事と家庭の両立支援に関する周知・啓発	企業の経営者や人事労務担当者を対象とする、雇用の機会均等及び仕事と家庭の両立支援に関する研修会の開催などにより、結婚や出産しても、子育てをしながら働き続けることができる職場づくりのための周知や啓発を図ります。	・事業主及び企業の人事労務担当者を対象とした研修会を県内4地区で各1回開催 参加者数：合計249人	—	新雇用開発課
		3	育児休業者生活資金融資制度	中小企業に勤める労働者に対し、育児休業中に必要な生活資金を低利・無担保で貸し付け、育児休業中の生活の安定を支援します。	・R1年度新規貸付件数：2件 ・R1年度末融資件数：4件	—	労働政策課
		4	子育て女性就職支援センター事業	県内4か所に設置した子育て女性就職支援センターにおいて、子育て女性に対し、就職相談や保育情報の提供から、子育てをしながら働きやすい企業の求人開拓、個別の就職あっせんまで総合的に支援します。	・子育て女性就職支援センターにおいて、子育て中の女性に対するきめ細かな就職支援を実施。出張相談窓口(県内19か所)により、地域密着型の就職支援を実施 相談件数：5,374件 就職者数：903人 ・子育て女性のための合同会社説明会を開催 参加者数：計140人、企業数：計27社 ・国(マザーズハローワーク北九州)、北九州市(女性活躍推進課等)と連携して、「ウーマンワークカフェ北九州」を運営。就業支援や創業など女性の幅広いニーズにワンストップで対応 ・具体的な就職活動の一步を踏み出せないセンター登録者を対象とした「職場体験プログラム」を実施 参加者数：計72人 企業数：計12社	・就職支援システム(ホームページ)を構築	新雇用開発課
		5	SOHOの育成・支援	子育て中の人の在宅での就業ニーズに対応できる働き方の一つであるSOHOについて普及、支援します。	H28年度事業終了	—	新雇用開発課
		6	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等へ就業相談から技術習得のための就業支援講習会、求人情報の提供など、一貫した就業支援サービスを提供するとともに、公共職業安定所(ハローワーク)や福祉事務所との連携を図り、就業・自立に向けた取組を推進します。児童扶養手当受給者を対象に、一人ひとりに合った自立支援計画書(自立支援プログラム)を策定し、就職まできめ細かな支援を行います。	母子家庭の母等への就業相談や就業支援講習会を開催するなど、就業・自立に向けた取組を行いました。 ・相談件数：1,995件 ・求職登録者数：99人 ・就職者数：74人 ・就業支援講習会：延べ25講座、受講者数：210人 ・プログラム策定：56人(うち34人就職)	—	児童家庭課

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)	
					元年度の実施状況	R2年度の変更点		
2 子育てと仕事の調和の推進	2 仕事と生活の調和の推進	1	働き方改革の推進(旧:仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発)	<p>○働き方改革の推進 ワーク・ライフ・バランスの推進や若者、女性、高齢者など誰もが働きやすい魅力ある職場環境をつくるため、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進など、企業における働き方改革を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革アドバイザー派遣 ・働き方改革モデル取組事例創出 ・若手社員とその指導者に対する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革アドバイザー派遣数:121社(143回) ・モデル企業数:6社 	<p>これまで実施してきたアドバイザー派遣やモデル企業の創出等の成果を活かし、R2年度からは県内4地域で魅力的な職場づくりに向けた実践的な研修を実施。</p>	労働政策課	
				<p>○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発 多様な働き方の選択や健康で豊かな生活が確保できる社会の実現に向けて、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を図るための周知・啓発を行います。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のため、県の広報媒体等を活用した広報や、労働教育講座を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働教育講座・労働経営セミナー 参加者数:385名 	—	労働政策課	
		2	イクボスの養成	<p>男性の育児参加に取り組む企業を表彰することで、社会全体で男性の子育てを応援する気運の醸成を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て応援宣言企業・事業所知事表彰」を実施 表彰5社、うち1社を男性の育児参加促進企業として表彰 	—	子育て支援課	
	3	男性の子育て応援	<p>市町村が行う男性等を対象とした子育て支援セミナーなどの取組みに対して助成することで、男性の子育て支援及び社会全体で男性の子育てを応援する気運の醸成を図ります。</p>	<p>市町村が行う男性等を対象とした子育て支援セミナー等の取組みに対して助成を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成市町村:1市1町 	—	子育て支援課		
	3 職場・家庭における男女共同参画の推進	3 職場・家庭における男女共同参画の推進	1	男女共同参画表彰	<p>福岡県男女共同参画の日(11月第4土曜日)に、男女共同参画の推進に著しい功績があり、他の模範と認められる取組を行っている企業、団体、県民を表彰し、優れた実践事例を広く紹介します。</p>	<p>「福岡県男女共同参画表彰」を実施(受賞者、団体)5企業、2団体、1個人(部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会における女性の活躍推進部門 ・困難な状況にある女性の自立支援部門 ・女性の先駆的活動部門 	—	男女共同参画推進課
			2	トップリーダーへの啓発	<p>各種団体や企業等において、男女共同参画の視点を取り入れられるよう、各組織の指導的立場にあるリーダーが集まる研修会などに講師を派遣します。</p>	<p>男女共同参画社会に向けての意識調査や男女がともに取り組む自治会活動アンケート調査の結果に関する説明と併せ、地域や学校における男女共同参画の推進について、各種団体の研修会等に積極的に講師を派遣しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績:7回 	—	男女共同参画推進課
3			企業における女性の活躍推進事業	<p>女性の活躍推進に向け、企業における女性の方針決定過程への参画が進むよう、企業内の意識改革を図ることで、男女の均等な機会・待遇の確保や女性の能力開発を図るとともに、男女がともに仕事と家庭を両立できる職場づくりを推進し、女性がいきいきと働き活躍する社会の実現を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、経済団体、関係団体が一体となって女性の活躍を支援するため、「福岡県女性の活躍応援協議会」を開催しました。 ・中小企業が女性の採用や育成、就業継続に取り組むために必要な情報を集約した手引きを作成・配布しました。 ・企業や団体内で実施する女性活躍推進に向けた研修へ講師を派遣しました。 派遣件数:のべ19件 ・企業の経営者や人事労務担当者を対象として、自社の課題を把握して改善につなげるセミナーを開催するとともに(参加者:106人)、企業に対して個別に社会保険労務士等の専門家を派遣し、取組みを支援しました。(のべ73回) ・経済団体等が行う取組みで、県内の中小企業における女性の活躍推進に資するものを助成し、支援しました。 支援団体 4団体 ・女性の活躍推進に取り組む企業の参考とするため、県内企業の取組事例等を発信するポータルサイトを運営しました。 	—	女性活躍推進室	

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)
					元年度の実施状況	R2年度の変更点	
3 子どもと母性の健康の確保と増進	1 安心して妊娠・出産できる環境づくり	1	周産期医療体制の充実	<p>○周産期医療協議会の設置 周産期医療協議会を設置し、周産期医療に関する医療情報や統計情報などを基に、本県の周産期医療体制の整備について総合的に協議します。</p> <p>○周産期医療体制の整備 高度な周産期医療を担う周産期母子医療センターの運営を支援するため、運営費の助成を行います。また、産科・新生児科医師確保対策として、分娩手当・新生児手当などを支給している病院等に対して助成を行います。福岡地域の周産期母子医療センター及び協力病院で、受入可否情報の共有化を行うとともに、母体搬送調整を行う「母体搬送コーディネーター」を設置し、円滑な搬送体制の確保を図ります。</p> <p>○周産期医療関係者への研修 医療従事者に対し、周産期医療に必要な専門知識・技術向上を目指した研修を行います。</p> <p>○院内助産所・助産師外来の設置促進 新たに「院内助産所」「助産師外来」を開設しようとする病院・診療所に対して、施設・設備整備費への財政的支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合周産期母子医療センター:7か所 ・地域周産期母子医療センター:5か所 ・高度周産期医療機関:1か所 ・県内NICU病床数:192床 ・周産期医療協議会の開催:1回 ・周産期医療従事者研修会の開催:1回 	—	医療指導課
		2	妊娠期からの産後うつ病対策	産後うつ病を予防・早期発見し支援することで良好な母子関係を形成するため、産後うつ病や未熟児等のハイリスク児の養育支援に関する研修会等を実施し、市町村における妊娠期からの産後うつ病対策、未熟児等のハイリスク児の養育支援の取組促進に努めます。	<p>9保健福祉(環境)事務所において医療機関等関係機関との会議や研修会等を開催、また職員による母親家庭訪問、市町村の支援を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会開催回数:34回、参加者数:延べ617名 ・母親家庭訪問件数:延べ11名 <p>【市町村への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケース会議:延べ91回、対象ケース:延べ106名 ・家庭訪問・医療機関への同行:延べ17回、対象ケース延べ28名 	—	健康増進課
		3	母子保健従事者の専門性の向上	市町村の求めに応じた広域的、専門的支援を行うことにより、母子保健従事者の質の向上を図ります。	<p>9保健福祉(環境)事務所において医療機関等関係機関との会議や研修会等を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数:34回、参加者数:延べ617名 <p>市町村において妊娠・出産包括支援事業の取組が促進されることを目的に、妊娠、出産に係る包括支援の意義や、先行事例についての研修会を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者:市町村保健師等85名 	—	健康増進課
		4	妊娠・出産への理解と配慮の啓発	妊娠の早期届出や妊娠健康診査の重要性について啓発するとともに、妊産婦に対する理解と配慮を促すことを目的とした市町村の啓発活動の取組を推進します。	<p>妊婦健康診査の重要性と妊娠の早期届出等を啓発する母子健康手帳(別冊)を配布しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布部数:19,950部 ・妊娠満11週以内での妊娠の届出率:88.9%(H29年度) 	—	健康増進課
		5	にんしんSOSふくおか～思いがけない妊娠・子育て・思春期相談～	妊娠期から子育て期の悩みや不安に対する電話・メール相談により、子どもを安心して健やかに生み育てるための支援を行います。また、多感な思春期に対しても相談を行い、安定した思春期を過ごすための支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者数:3,742人 ・電話相談延件数:20,519件 ・メール相談延件数:3,459件 	—	健康増進課
		6	不妊に悩む方への特定治療支援事業	医療保険適用外の高額な治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊治療の経済的負担の軽減を図ります。	<p>H28年1月から、初回治療にのみ助成金を上乘せし、男性不妊治療も助成の対象としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定治療支援事業件数:1,945件 	○特定不妊治療費の助成拡充 ステージCによる助成を受けた者については、通算助成回数の制限を超えて現行制度の総助成上限額に達するまで助成する。	健康増進課
		7	不妊症・不育症に関する精神的支援	保健福祉環境事務所では不妊や不育症に関する医学的相談や、心の悩みに関する相談に対応します。さらに、3か所の保健福祉環境事務所には不妊専門相談センターを設置し、専用電話による電話相談や、専門医師等による面接相談を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談:延べ1,081件 ・面接相談:延べ1,309件 	—	健康増進課

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)
					元年度の実施状況	R2年度の変更点	
3 子どもと母性の健康の確保と増進	1 安心して妊娠・出産できる環境づくり	8	女性の健康相談・健康教室	保健福祉環境事務所では思春期から更年期の女性の健康に関する相談に対応します。さらに、3か所の保健福祉環境事務所に女性の健康支援センターを設置し、専用電話による電話相談や、専門医師等による面接相談を行い、6か所の保健福祉環境事務所健康教室を行います。	・電話相談件数: 延べ1,092件 ・面接相談件数: 1,323件 ・健康教室参加者数: 延べ140人(全5回)	—	健康増進課
		9	あすばる相談支援事業	福岡県男女共同参画センター「あすばる」において、心、家族、暮らし、労働等、広範多岐な悩みについて、電話・メール及び面接による相談を実施し、相談者自身が問題解決に向けて自己選択、自己決定していくよう支援します。	他の関係機関と連携を図り、必要に応じ専門家からアドバイスを行うなど相談ニーズに対応した支援を行いました。 ・総合相談 電話: 4,551件 メール: 82件 面接: 23件 ・専門相談 面接: 162件 ※R1.10月 相談拡充	—	男女共同参画推進課
	2 小児医療・乳幼児保健対策の充実	1	保護者向けの電話相談 (#8000)	保護者の小児医療に対する不安の解消を図るため、平日夜間(19時から翌朝7時)、土曜(12時から翌朝7時)、日祝日(7時から翌朝7時)における電話相談を行います。	・相談件数: 58,694件(1日あたり160件)	—	医療指導課
		2	小児に関する医療情報の提供	「ふくおか医療情報ネット」を通じて、救急医療情報や医療機関情報を広く県民に提供します。「小児救急医療ガイドブック」の配布により適正な受診を啓発し、小児救急医療の機能確保を図ります。	・「小児救急医療ガイドブック」作成部数: 47,000部 配付部数(累計): 797,000部	—	医療指導課
		3	子どもの医療費に対する助成	小学6年生までの子どもに係る医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実を図ります。	・対象人員: 534,328人(R2.2現在) ・公費負担額: 5,238,590千円	—	児童家庭課
		4	未熟児等ハイリスク児の養育支援	市町村、医療機関等関係機関の連携のもと、育児に不安を抱えている等、支援が必要な妊婦を妊娠初期から把握して、養育支援を行う地域体制を推進し、ハイリスク児の養育支援及び乳児虐待防止に努めます。	9保健福祉(環境)事務所において医療機関等関係機関との会議や研修会等を開催、また職員による母親家庭訪問、市町村の支援を行いました。 ・研修会開催回数: 34回、参加者数: 延べ617名 ・母親家庭訪問件数: 延べ11名 【市町村への支援】 ・ケース会議: 延べ91回、対象ケース: 延べ106名 ・家庭訪問・医療機関への同行: 延べ17回、対象ケース: 延べ28名	—	健康増進課
		5 乳幼児の健康支援	1	心身の発達に問題が心配される乳幼児に対し、保健福祉環境事務所において、効果的な時期を逃さず療育訓練が受けられるよう発達診査や発達訓練を行います。	乳幼児健診の結果や保育所等から紹介された乳幼児に対し、発達診査、発達訓練指導を実施しました。 ・実施回数: 計60回 ・受診者数: 延べ186人	—	健康増進課
			2	新生児に対して、先天性代謝異常等の疾患に係る検査を実施し、障害の原因となる疾病の早期発見・早期治療に努めます。	フェニルケトン尿症等20疾患を対象として検査を行いました。 受診者数19,636名、要精密者92名	—	健康増進課
	3		市町村が実施する乳幼児健康診査(歯科健康診査を含む)、発達相談・発達診査の取組が進むよう、市町村に対して技術的支援を行うとともに、乳幼児健康診査の結果等で、心身の発達に問題が心配される子どもに対して、市町村との連携のもと、保健福祉環境事務所において発達診査を行います。	専門の医師、心理判定員及び言語聴覚士等による発達診査、発達訓練を行う乳幼児発達診査事業を実施しました。 ・発達診査・訓練回数 60回 ・受診実人数 158人	—	健康増進課	
	6	定期的予防接種への支援	予防接種の実施主体である市町村に対して、予防接種に関する知識の普及及び技術的支援を行います。また、予防接種の実施にあたり、健康状態や体質のために慎重な判断が必要とされる者についても、予防接種に関する相談に応じ、専門性の高い医療機関を紹介するなど、安心して予防接種が受けられる体制を整備することによって、予防接種率の向上と予防接種による健康被害の発生防止に努めます。	・市町村に対して、予防接種に関する情報提供や相談対応を随時行う等、技術的支援を行いました。また、予防接種を行うに際して、より専門的な知識と慎重な判断が必要とされる予防接種要注意者に対応するため、県内6か所の医療機関を予防接種センターとして指定しています。 予防接種センターにおける定期的予防接種件数: 927件	—	がん感染症疾病対策課	

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)		
					元年度の実施状況	R2年度の変更点			
2 小児医療・乳幼児保健対策の充実		7	小児慢性特定疾病対策の推進	小児慢性特定疾病に罹患している患児に医療受給者証を交付し、医療保険の自己負担分(一部または全額)を公費で助成します。また、患児を養育している親の不安や悩み等の精神的負担の軽減を図るため、保護者同士の情報交換の場としてピアカウンセリングを実施し、さらに小児慢性特定疾病児童等自立支援員による相談対応や情報提供により、地域における支援の充実を図ります。	保健福祉環境事務所で療育相談やピアカウンセリングを実施しました。 ・治療費給付対象人数:1,928名、給付額:547,961千円 ・ピアカウンセリング開催回数:3回、参加者数:52人 福岡県難病相談支援センターに配置している小児慢性特定疾病児童等自立支援員が個別相談に対応し、養護教諭や保健師等地域従事者を対象に研修会を実施しました。 ・自立支援員への相談件数:1,052人 ・研修会開催:3回、参加者数:259名	—	がん感染症疾病対策課		
		8	慢性疾病児童等療育相談支援事業	慢性的な疾病により長期にわたり療養を必要とする児童とその保護者に対して、専門医師等による療育相談、育児支援教室等を行い、生活指導や精神的支援に努めます。	保健福祉環境事務所で、療育相談や、市町村保健師、保育士等地域従事者を交えた育児支援教室等を実施しました。 ・療育相談等実施回数:17回、参加者数:延べ183人 ・育児支援教室等実施回数:29回、参加者数:延べ580人	施策・事業名を「長期療養児療育指導」から「慢性疾病児童等療育相談支援事業」に変更	がん感染症疾病対策課		
		9	子育てに関する知識の普及啓発	発達の段階に応じて保護者の対応の仕方を盛り込んだ冊子を作成し、市町村等で実施する健診の会場等で保健指導に活用するとともに、保護者へ配布します。	県内全ての市町村で実施する1.6歳児、3歳児、就学前の健康診査で配布しました。 ・育児小冊子「子育て応援団」作成部数:1歳6か月児46,000部、3歳児47,200部、5歳児54,000部	—	健康増進課		
		3 子どもと母性の健康の確保と増進	3 「食育」の推進	1	「いただきます！福岡の美味しい幸せ」県民運動強化費	○食育の情報提供、啓発・普及 食育・地産地消ふくおか県民会議による、食育の情報提供、普及・啓発を行います。 ○地域における食育の取組支援 学校給食に地元産農林水産物を積極的に利用することにより、農林水産業への理解を深める取組を進めます。	・食育・地産地消ふくおか県民会議を開催(総会1回、幹事会1回) ・食育・地産地消ポータルサイト、Facebookによる情報発信 ・学校給食への県産農林水産物の使用(利用率:31.1%)	—	食の安全・地産地消課
				2	食生活改善推進会の育成・支援	県内地域の食生活改善実践活動の推進を図るため、食生活改善推進協議会に対して助言や指導を行います。地域で食を通じた健康づくりの核となる食生活改善推進員のリーダー等に対して「食と健康教室」などの研修を実施します。	・市町村食生活改善推進員数:3,579人(54市町村) ・「食と健康教室」の開催回数:21回 ・福岡県食生活改善推進連絡協議会開催回数:8回	—	健康増進課
				3	特定給食施設指導	保育所等の児童福祉施設に対して健全な食環境の整備を図るため、栄養管理の質の向上、児童・保護者への食に関する指導の大切さを認識してもらうため、指導助言や研修会を行います。 健康づくりの担い手である市町村の保健師や栄養士の資質向上のための研修会を開催します。 市町村の保健師や栄養士の配置促進を図ります。	特定給食施設(児童福祉施設)に対する ・個別指導施設数:388施設 ・研修会開催数:10回	—	健康増進課
				4	小・中学校での食に関する指導	児童生徒に望ましい食習慣が身に付くように、学校における食に関する指導を充実させます。また、学校全体で食に関する指導が計画的、体系的に実施できるように、教科等と関連させた「食に関する指導に係る全体計画」を作成し食育を推進します。	・管理職、教諭、栄養教諭等の研修会において、食に関する指導に係る全体計画の必要性について説明・指導を行いました。 年間指導計画の作成率 小学校 100%、中学校 100%	—	体育スポーツ健康課
				5	家庭と連携した食育	給食だよりや給食試食会、料理講習会などを通じて家庭での食育の推進が図られるよう各学校に働きかけます。関係団体と連携し、地域の食材への理解を深める取組やPTA学校給食教室・学校給食フェア等のイベントを開催し、保護者等への啓発を図ります。	・PTA学校給食教室を開催し、その中で料理教室を実施しました。 ・各学校において給食だよりの発行や給食試食会などが実施されました。 学校給食フェアは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しました。	—	体育スポーツ健康課
				6	栄養教諭を中心とした食に関する指導の推進事業	教科等における食に関する指導法や家庭・地域との連携の仕方等についてテーマを設定し、年間をとした研究を行う研修を実施することで、栄養教諭の資質向上を図ります。	・食に関する指導のあり方について研究を行う研修を実施しました。 研修を実施した栄養教諭数:2人	—	体育スポーツ健康課
7	福岡県学校給食研究指定委嘱事業			学校における食育を推進するため、学校給食等に関する教育諸課題について実践的に研究し、その成果を県下の公立学校に広く普及啓発し、今後の食に関する指導の推進に生かします。	・指定校において栄養教諭や学校栄養職員の参画による指導、家庭・地域との連携のあり方等について研究を深めました。 指定校:県内11校 ・研究発表会を実施し、研究報告書を作成しました。	—	体育スポーツ健康課		

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)
					元年度の実施状況	R2年度の変更点	
	3 「食育」の推進	8	子どもが作る「ふくおか弁当の日」の拡大	食事を作ることの楽しさや達成感を味わい食に対する感謝の心を育てるなど様々な教育的効果がある「弁当の日」の取組の普及・拡大を図り、各学校における食育の推進を促します。	「子どもが作る「ふくおか弁当の日」」の充実を図る研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しました。 ・「ふくおか弁当の日」実施校数(平成30年度) 小学校 280校、中学校 158校	—	体育スポーツ健康課
					H28年度事業終了	—	食の安全・地産地消課
3 子どもと母性の健康の確保と増進	4 学童期・思春期の心と体の健康づくり	1	教育相談	教育相談機関等のネットワークの強化や学校・市町村の相談機能の向上を支援します。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、教育相談の充実や関係機関との連携強化を図ります。子どもや保護者等の電話による教育相談に24時間体制で対応します。	・福岡県教育相談ネットワーク会議の開催 参加者数:延べ34人(1回) ・スクールカウンセラーを県内全中学校及び各教育事務所に配置 相談件数:57,393件 ・スクールソーシャルワーカーを9市町に配置 ・子どもホットライン24の相談件数:5,963件	・スクールカウンセラーを県内全小学校に配置	義務教育課
		2	思春期相談	精神保健福祉センター及び保健福祉環境事務所が実施している思春期の心に関する子どもや保護者からの相談の充実に努めます。	・電話相談:280件 ・面接相談:89件	—	こころの健康づくり推進室
		3	思春期の相談機関の連携と知識の普及・啓発	精神保健福祉センターにおいて、思春期の相談に携わる職員の相談技術の向上と相互連携を目的とした研修会を実施し、思春期の心の問題に関する知識の普及と啓発に努めます。	・参加者数:延べ733人	—	こころの健康づくり推進室
		4	健康教育推進事業	県立高校に対して専門医(産婦人科・精神科)を派遣し、生徒、教師及び保護者を対象に専門医による講演会を開催することによって、「性」及び「心」に関する知識の普及、啓発を図ります。性や心の問題を早期に見出し、適切な措置を講じるために、専門医による健康相談を実施します。	・県立高校において、専門医による講演会、健康相談を実施しました。 講演会実施回数:46回 健康相談実施回数:164回	—	体育スポーツ健康課
		5	思春期の健康教育	市町村や小学校、中学校等の教育機関が実施する思春期の子どもや保護者を対象とした、性感染症、妊娠・出産、薬物、食習慣、喫煙などに関する健康教育について、保健福祉環境事務所に配備している思春期ライブラリーを活用するなど、教材の貸し出しや情報提供を行い、思春期の子どもと心と体の健康支援に努めます。	保健福祉(環境)事務所において、市町村や教育機関等の要望に応じ、性感染症等の思春期の子どもと心と身体に関する情報提供や啓発を行った。	—	健康増進課
		6	エイズや性感染症に関する啓発、相談	○普及啓発活動 県民に対してエイズや性感染症に対する正しい知識の普及を図るため、保健福祉環境事務所による地域住民への普及啓発を行います。 ○相談・検査事業 保健福祉環境事務所において、エイズや性感染症の感染を心配する人が、安心して相談や検査を受けることができる体制を整備して、感染の早期発見と二次感染を予防します。	各保健福祉(環境)事務所(分庁舎を含む13か所)で、定例でHIV・エイズ及び性感染症の相談・検査を実施しました。 また、検査普及週間(6月1日～6月7日)や世界エイズデー(12月1日)の前後では、地域の実情にあわせた普及啓発を行うとともに、7か所の保健福祉(環境)事務所において、相談・検査の受付窓口を夜間・休日にも開設しました。 ・保健所におけるエイズ相談件数:129件 ・保健所におけるHIV抗体検査受付数:1,552件 ・保健所における性感染症の検査受付数:3,538件	—	がん感染症疾病対策課
		7	たばこ知らずの未成年者育成	学校保健と連携して、喫煙防止教育を早期から行います。併せて、保護者や教師、地域の理解と協力のもとに、未成年者に喫煙させない(防煙)、飲酒させない環境づくりを推進します。	・喫煙防止セミナー:24回(参加者374人)	禁煙宣言施設応援事業については、令和元年度で事業終了。	健康増進課
8	薬物乱用防止	○薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」街頭啓発の開催 児童生徒や関係団体等の協力を得て、地域において啓発資材の配布や一斉運動等の街頭キャンペーンを実施し、薬物乱用問題に対する認識を高め、決して薬物に手を出さない強い意識づけを図ります。 ○薬物乱用防止教室の講師派遣 学校での薬物乱用防止教室の外部講師を派遣します。保健福祉環境事務所・保健福祉事務所職員をはじめ民間から養成した薬物乱用防止講習会講師団の資質の向上に努めます。	・ボーイスカウト、ガールスカウト147人と一緒に地域において「ダメ。ゼッタイ。」街頭啓発を実施しました。 ・学校で実施する薬物乱用防止教室に講師を116回派遣しました。	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「ダメ。ゼッタイ。」街頭啓発は中止。 薬物乱用防止教室への講師派遣は継続して実施。	業務課		

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)
					元年度の実施状況	R2年度の変更点	
4 地域における多様な子育て支援	1 全ての子育て家庭への支援	1	乳児家庭全戸訪問事業	子育ての孤立化を防ぐために、すべての乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して、適切なサービス提供の検討、関係機関との連絡調整を行う市町村の取組を促進します。	既に県内全市町村で実施されていますが、対象家庭すべてに訪問による支援がなされるよう、家庭訪問の実施率など事業実施状況を把握し、情報を還元しました。	—	健康増進課
		2	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う市町村の取組を促進します。	事業実施市町村数:59市町村 (平成31年4月1日現在)	—	健康増進課
		3	地域子育て支援拠点	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。	市町村が実施する地域子育て支援拠点(子育て支援センター等)の運営及び改修・備品の整備に係る経費を助成しました。 ・実施施設数:156か所	—	子育て支援課
		4	ファミリー・サポート・センター	子どもの預かりや保育所への送迎など、地域住民が会員制で助け合う相互援助活動です。市町村担当者を集めた情報交換会の開催等を通じて、ファミリー・サポート・センターの設置促進に努めます。	・市町村が実施するファミリー・サポート・センター事業への補助を行いました。(実施市町村数 34市町) ・市町村の担当者を対象にファミリー・サポート・センター研修会を1回実施しました。	—	子育て支援課
		5	一時預かり幼稚園の預かり保育	○一時預かり事業 認定こども園、幼稚園(原則として市町村による教育・保育施設としての確認を受けたもの)、保育所等で、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる取組を推進します。	・実施施設数:381か所	—	子育て支援課
				○幼稚園における長時間預かり保育運営支援事業 認定こども園への移行を計画している私立幼稚園が11時間以上にわたり開園し通常の教育時間の前後等に希望する園児に対して行う教育活動等に対し、運営費を補助します。	令和元年度は本事業を希望する施設なし	実施予定施設あり	子育て支援課
				○幼稚園の預かり保育 幼稚園の行う預かり保育(通常の教育課程に係る教育時間の終了後に引続き園児を預かるもの)に関する取組を推進します。	私立幼稚園において、以下のとおり預かり保育が実施されました。 実施園259園 (内訳) ※重複する園あり ・開園日預かり保育:256園 ・休園日預かり保育:71園 ・長期休園日預かり保育:255園	補助単価を変更	私学振興課
		6	子育て短期支援事業	○ショートステイ事業(短期入所生活援助事業) 児童の保護者が、疾病、出産、事故、冠婚葬祭等の事由で一時的に家庭における養育が困難になった場合や、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を要する場合等に児童福祉施設等で一時的に養育・保護します。 ○トワイライトステイ事業(夜間養護等事業) 児童の保護者の仕事等が、恒常的に夜間または休日となる場合、児童福祉施設等において、児童に対する生活指導や、食事の提供等を行います。	市町村が実施する子育て短期支援事業への補助を行いました。(実施市町村数ショートステイ事業36市町、トワイライトステイ事業16市町)	—	子育て支援課
7	家庭教育に関する相談・情報提供	○親・おや電話 家庭教育や子育ての不安や悩みに対応する家庭教育電話相談「親・おや電話」を実施します。	電話相談員、留守番電話、電子メールによる相談対応 ・電話相談件数:460件 ・メール相談件数:63件	—	社会教育課		

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)
					元年度の実施状況	R2年度の変更点	
4 地域における多様な子育て支援	1 全ての子育て家庭への支援	8	児童家庭相談	<p>○市町村・児童相談所 住民に身近な市町村において、子どもや家庭に関する相談に応じます。児童相談所では、養護相談や非行相談、障がい相談など、専門的な対応が必要な相談に応じます。児童相談所と市町村が適切な役割分担を図り、学校や警察等の関係機関と緊密な連携を取りながら、地域における相談体制の強化に努めます。</p> <p>○家庭児童相談室 県の福祉事務所に設置する家庭児童相談室において、家庭における子どもの養育や親子関係等に関する相談に応じ、必要な調査や指導・援助を行います。</p> <p>○児童家庭支援センター 児童福祉施設に付設する児童家庭支援センターにおいて、地域の子どもの福祉に関する問題について、家庭や地域住民等からの相談に応じ、必要な指導・助言を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談員を配置:14名(県内7保健福祉環境事務所)(相談件数:延べ2,397件) ・児童家庭支援センター:1か所(相談件数:延べ2,569件) 	—	児童家庭課
		9	少年相談	警察署や少年サポートセンターにおいて、警察官や少年補導職員等による少年相談活動を推進します。	・少年サポートセンターや警察署において、少年相談業務に従事し、1年間で2,126件の少年相談に対応しました。	—	少年課
		10	幼児教育・保育に関する情報提供	幼児教育・保育サービスに関する様々な情報について、情報収集や検索が容易にできるような県のHPに掲載し、情報提供の充実に努めます。	県HP掲載施設数:2,435施設 ※政令・中核市を含む	—	子育て支援課
		11	利用者支援事業	子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようなサポートします。	利用者支援事業実施市町数:26市町	・単価の改正 ・多言語対応が補助対象に追加	子育て支援課
		12	幼児教育・保育への多様な主体の参入促進	新規参入事業者に対する相談、助言等の巡回支援を行うこと等により、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。	・実施施設数:158か所	—	子育て支援課
		13	「子育て応援の店」推進事業	社会全体で子育てを応援する気運を高めるため、18歳未満の子育て家庭を対象に、様々なサービスを提供する「子育て応援の店」の登録拡大や「子育て応援パスポート」及び「子育て応援パスポートアプリ」の利用促進を図ります。	18歳未満の子どもがいる子育て家庭に、ミルクのお湯やキッズスペースなど様々なサービスを提供する店舗を「子育て応援の店」として登録しました。また、提示すると登録者限定のサービスを受けられる「子育て応援パスポート」の普及に努めました。 ・登録店舗数:23,414店舗 ・子育て応援パスポートサービス提供店舗数:2,134店舗 ・子育て応援パスポート登録者数:42,603人	—	子育て支援課
	2 幼児教育・保育サービスの充実	1	認定こども園	就労形態に関わりなく利用可能で、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の活用を支援します。	子ども・子育て支援新制度の開始により、運営費を施設型給付にて負担しています。 ・新規認可・認定施設数:20か所 ・認定こども園数:151か所(R2.4.1)	—	子育て支援課
		2	幼稚園	県内私立幼稚園の認可、指導監督を行います。 質の高い幼児教育の提供が行われるよう、私学助成又は子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付による財政支援を行います。	・私立幼稚園の認可、指導監督を行いました。 認可幼稚園数:384園(休園を除く) ・私立幼稚園及び学校法人立幼保連携型認定こども園に対し、財政支援を行いました。 私学助成受給園:259園 施設型給付受給園数:146園(H27年度より制度開始)	—	私学振興課
		3	保育所	保育所の認可、指導監督を行います。 質の高い幼児教育・保育の提供が行われるよう、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付による財政支援を行います。 保育需要が増加する市町においては、待機児童解消加速化プランにより保育所の新築・増築を推進します。	・認可保育所数:967施設(H31.4.1) ・指導監督の実施:474施設 ・保育所の新設・増築による定員増数:1,890人 ・待機児童数:1,232人(H31.4.1現在)	—	子育て支援課

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)
					元年度の実施状況	R2年度の変更点	
4 地域における多様な子育て支援	2 幼児教育・保育サービスの充実	4	地域の実態を踏まえた幼稚園・保育所等と小学校との連携強化	幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、望ましい連携の在り方や幼稚園の役割などについて情報提供を行うとともに、幼稚園等・小学校の合同研修の実施などを促進します。	保育所保育指針研修会で幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続についての研修を実施しました。 ・参加者数:188人	—	子育て支援課
					福岡県幼稚園教育課程研究協議会を義務教育課と合同で実施しました。 ・私立幼稚園参加者数:248人	—	私学振興課
					・福岡県幼稚園教育課程研究協議会の開催参加者数:487人 ・園長等運営管理協議会の開催参加者数:88人	—	義務教育課
		5	延長保育	働く女性の増加や通勤時間の長時間化に伴う保育時間の延長の需要に対応するため、延長保育の促進に努めます。	・実施施設数:994か所	補助単価の変更	子育て支援課
		6	病児保育	子どもが病気の際に家庭での保育が困難な場合に、病院等に併設された施設等で児童を一時的に保育する病児・病後児保育事業の促進に努めます。	・実施施設数:115か所	—	子育て支援課
		7	休日保育・夜間保育	保護者の就労形態の多様化に伴う休日、夜間の保育需要に対応するため、市町村が実施する休日保育や夜間保育を支援します。	平成27年度より市町村で実施(実施市町村数:18市町)	—	子育て支援課
		8	保育所障害児受入促進事業	既存の保育所等において、障がい児を受入れるために必要な改修等に対して補助を行います。	・改修実施施設数:2箇所(1市1町)	—	子育て支援課
		9	届出保育施設	市町村が行う届出保育施設に勤務する保育従事者及び調理担当職員健康診断への助成を支援することにより、感染症の予防など利用児童の衛生・安全対策に努めます。	・届出保育施設の衛生・安全対策実施市町村数:14市町(81か所)	—	子育て支援課
		10	保育士確保対策の強化	○保育士就職支援強化事業 増大する保育需要に対応する保育士確保を図るため、「福岡県保育士就職支援センター」にコーディネーターを配置し、結婚や子育て等で保育現場を離れている保育士有資格者を対象とした保育所への就職支援等を行います。	・問合せ・相談:134件 ・求人登録:976人 ・求職登録:125人 ・就職決定:77人	—	子育て支援課
				○保育士離職防止対策事業 保育士の離職防止を目的とした新任保育士・管理者を対象とする研修や職場環境改善コンサルティングを行い、保育士が就業を継続できるような環境整備を図ります。	・新任保育士向け研修 1回開催、22人受講 ・管理者向け研修 2回開催、36人受講 ・保育職場環境改善コンサルティング 13か所実施	「保育士が働き続けられる職場環境構築事業」として事業内容を拡充	子育て支援課
○保育士資格取得支援事業 幼稚園教諭免許状を有する者や保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格取得を支援し、保育教諭・保育士の増加を図ります。	・幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援 補助対象:0人 ・保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援 補償対象:1市17施設			—	子育て支援課		
○保育士修学資金貸付等事業 指定保育士養成施設の学生に対する修学資金や、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育補助者の雇上費、未就学児を持つ保育士の保育料・預かり支援事業利用料金、潜在保育士の再就職準備金を貸付けることで、保育人材の確保を図ります。	・保育補助者雇上費貸付 問合せ:61件、貸付決定:3件 ・保育料一部貸付 問合せ:392件、貸付決定:112件 ・就職準備金貸付 問合せ:262件、貸付決定76件			—	子育て支援課		

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)	
					元年度の実施状況	R2年度の変更点		
4 地域における多様な子育て支援	2 幼児教育・保育サービスの充実	11	幼児教育・保育従事者に対する研修	○認定こども園職員に対する研修 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた研修を行います。	・認定こども園職員研修参加者数： 延べ130人	—	子育て支援課	
				○保育所職員に対する研修 初任者から所長に至るまでの階層別研修や、乳児保育、障害児保育等の専門研修を行います。また、同和問題をはじめとする人権問題啓発のための研修を実施し、人権を大切にすることを育てる保育の推進に努めます。	・保育所職員研修参加者数： 3,591人	—	子育て支援課	
				○届出保育施設等職員に対する研修 施設の安全管理・事故防止、児童虐待防止等に関する研修を実施し、専門的知識及び指導技術の向上を図ります。	・届出保育施設等職員研修参加者数： 延べ161人	—	子育て支援課	
				○幼稚園教員に対する研修 私立幼稚園教員に対して研修を行います。	・幼稚園新規採用教員研修の実施 私立幼稚園参加者数：106人 ・幼稚園教育課程研究協議会の開催 私立幼稚園参加者数：248人 ・幼稚園保育技術協議会の開催 私立幼稚園参加者数：43人 ・私立幼稚園長・職員人権教育研修会の実施 参加者数：114人 ・私学団体が実施する研修事業を支援しました。	—	私学振興課	
				公立幼稚園教員に対して幼稚園教育要領に基づいた研修を行うほか、私立幼稚園教員に対して研修を行います。	・幼稚園新規採用教員研修の実施 園内研修12日、園外研修7日 (計19日間) ・幼稚園10年経験者研修の実施 園内研修8日、園外研修4日以上 (計12日以上) ・幼稚園教育課程研究協議会の開催 1日 ・園長等運営管理協議会の開催 1日 ・幼稚園保育技術協議会の開催 2日 ・公・私立幼稚園長及び職員人権教育研修の実施 1日	—	義務教育課	
	12 苦情解決体制	13 第三者評価事業の推進	1	放課後児童クラブ	保育所に対し、苦情解決の責任者や担当者を設置し、利用者からの苦情解決に努めるとともに、第三者委員を設置して苦情解決の客観性の確保に努めるよう助言・指導します。保育所内での解決が困難な問題については、福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会において対処します。	保育所指導監査において、施設に体制が整備されているかの確認、助言・指導を実施しました。	—	子育て支援課
					保育所のサービス内容を第三者機関が客観的に評価する制度を推進し、利用者が保育所を選ぶ際の判断に役立てるとともに、保育所が評価されることによるサービスの質の向上に努めます。	保育所指導監査において、施設に体制が整備されているかの確認、助言・指導を実施しました。	—	子育て支援課
					保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童を放課後や夏休み等の長期休暇に小学校の余裕教室等で預かり、放課後児童支援員を配して、適切な遊びや生活の場を提供するものです。市町村と連携し、地域のニーズに応じた施設の整備を進めるとともに、障がい児の受入の促進等、地域の実情に応じた運営の充実に向けて支援します。	新設を検討する市町村に実施方法等を助言、また市町村が実施する放課後児童クラブの運営及び整備に助成しました。 ・市町村数：59市町村 ・登録児童数：63,300人 ・施設整備内容 創設：33件、改築：19件、改修等：15件	—	青少年育成課
	3 子どもの健全育成	2	3	放課後児童支援員の認定・養成	放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員として、必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得と、それを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とした研修を行い、放課後児童支援員としての資質の向上を図ります。	放課後児童支援員認定資格研修を県内4地区において、11回開催しました。 ・修了者：1,038人	—	青少年育成課
					放課後等に子どもたちに、安全安心で多様な体験の機会を提供するものです。市町村と協力して、地域の実情に応じた放課後子供教室の設置等を進めます。	市町村が設置する放課後子供教室に対し助成しました。 ・23か所設置	令和2年度については、教育庁社会教育課所管の「地域学校協働活動事業」に統合	青少年育成課
					地域における児童の健全育成の拠点(居場所)として、市町村が定める整備計画に基づき、施設整備を行います。	・市町村が実施する児童館等の整備に要する費用の一部を助成しました。(施設整備数 2施設)	—	子育て支援課

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)	
					元年度の実施状況	R2年度の変更点		
4 地域における人材育成	4 地域における人材育成	1	ふくおか子育てマスターの養成	豊かな知識や経験を持つ高齢者を対象に、子育て支援に関する研修(ふくおか子育てマスター認定研修)を実施し、地域の子育て支援の現場での活躍促進を図ります。	・マスター認定者数:1,681人 ・認定研修会を年4回、フォローアップ研修会を年8回開催 ・マスター子育てグループの初動経費の一部(上限5万円)を1団体に対して助成	—	子育て支援課	
		2	子育て支援員の養成	幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な知識・技術を習得するための子育て支援員認定研修を行います。	・福岡会場 受講者:195人、修了者:168人 ・北九州会場 受講者:152人、修了者:135人 ・筑後会場 受講者:131人、修了者:118人 ・筑豊会場 受講者:113人、修了者:98人	—	子育て支援課	
	5 地域のネットワークづくり	1	家庭教育・子育て支援に関するフォーラムの開催	家庭教育・子育て支援者や団体を対象に、関係者等の学習交流の場と機会を提供し、関係者同士のネットワークを広げ、その活性化を図ります。	「みんなで育もう!ふくおかの子ども育成支援フォーラム」の開催 参加者数:168名	—	社会教育課	
		2	Webサイトによる家庭教育・子育て支援に関する情報提供	パソコンを活用した家庭教育・子育て情報の収集・提供・相談及び関係者のネットワークの構築により、きめ細やかな家庭教育支援を行います。	・HP「ふくおか子育てパーク」により子育てWeb講座、講座・イベント紹介、子育てグループ情報、コラム等を情報発信 ・HPのアクセス件数:39,696件 ・HP「ふくおか家庭教育のすすめ」で家庭教育関係事業について情報発信	—	社会教育課	
	4 地域における多様な子育て支援	2	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前の児童を養育している方に支給します。	・受給者数:385,002人 ・支給対象児童数:659,083人 ・施設受給者数:238人 ・施設支給対象児童数:1,509人(R2年2月末)	—	児童家庭課	
			3	児童扶養手当	母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している者に支給します(H22年8月から父子家庭も支給対象)。	・受給者数:50,678人(R2年3月末)	・児童扶養手当額の改正 42,910円→43,160円(R2.4~) 第2子加算額 10,140円→10,190円(R2.4~) 第3子加算額 6,080円→6,110円(R2.4~) (上記は全て全部支給の場合)	児童家庭課
		5	ひとり親家庭等医療費支給制度	母子家庭の母子、父子家庭の父子、父母のいない子どもを対象に医療費の助成を行い、ひとり親家庭の健康の増進、生活の支援を図ります。	・対象人数:111,980人(R2.2現在) ・公費負担額:1,729,925千円	—	児童家庭課	
		6 経済的支援の推進	6	高等学校等就学支援金	高等学校等の授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給することにより、授業料に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与します。	公立高等学校等に在学する生徒のうち、一定の収入額未満の世帯の者に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給し、授業料の実質無償化を図りました。	高等学校専攻科に通う生徒を支給の対象に追加	財務課
				私立高等学校等に在学する生徒に対して、所得の状況に応じて、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給しました。	高等学校専攻科に通う生徒に対する授業料の支援を追加。	私学振興課		
		7	7	高校生等奨学給付金	全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担の軽減を図るための高校生等奨学給付金を支給します。	高校生等がいる低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、返還の必要がない高校生等奨学給付金を支給しました。	非課税世帯の第1子に係る給付額 82,700円 → 84,000円 家計が急変した世帯、高等学校等専攻科に通う生徒を支給の対象に追加 新入生に対する前倒し支給を追加	財務課
				一子区分が全日制に通う非課税世帯への給付額単価を98,500円から103,500円に変更。 家計が急変した世帯、高等学校専攻科に通う生徒に対する給付金を追加。 新入生に対する前倒し支給を追加	私学振興課			

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)
					元年度の実施状況	R2年度の変更点	
4 地域における多様な子育て支援	6 経済的支援の推進	8	高等学校奨学金事業	経済的理由により修学が困難な生徒への奨学金等の貸与を行います。	・公立高等学校等生徒に奨学金を貸与 貸与者数:11,253人 ・次年度の公立高等学校等入学予定者に入学支度金を貸与 貸与者数:1,815人	—	高校教育課
		9	多子世帯、ひとり親家庭の県営住宅の入居決定に際しての優遇措置	抽選方式では、ひとり親世帯や多子世帯に対し抽選番号を2つ割り当て(連番)、倍率の優遇を図るほか、新婚・子育て世帯に対しては優先枠を設定します。 住宅の困窮度を点数化し、点数が高い世帯から優先的に入居者を決定する方式(ポイント方式)では、ひとり親世帯、多子世帯に対しても点数を付与し、優先的な入居を図ります。	ひとり親世帯等の優先入居を図るため、抽選方式募集で倍率優遇措置を実施するとともに、ポイント方式募集ではポイントを付与しました。 また、抽選方式募集において、新婚・子育て世帯について優先枠を設定しました。 ・抽選方式募集:年3回実施 ・ポイント方式募集:年2回実施	—	県営住宅課
		10	幼児教育・保育利用に要する保護者の実費負担への補助	特定教育・保育施設等に対し、保護者が支払う実費について、低所得者を対象にその費用の一部を補助します。	・実施市町村:7市町	—	子育て支援課
5 子どもの安全と安心の生活環境の整備	1 子育てしやすい住環境づくり	1	良質な民間住宅の供給促進	子育て世帯や高齢者世帯等の居住の安定を図るため、優良な賃貸住宅の供給の促進に努めるとともに周知を図ります。	管理戸数(元年度末) ・地域優良賃貸住宅 4団地27戸 ・地域優良賃貸住宅(一般型) 115団地2,450戸 ・地域優良賃貸住宅(高齢者型) 29団地1,080戸	—	住宅計画課
		2	住情報の提供、バリアフリー化の促進	住宅相談、住宅研修会等の実施による三世帯の居住に適した住宅支援制度などの住宅に関する情報提供のほか、「段差の解消」「広い廊下」「手すりの設置」等のバリアフリー化により乳幼児や妊産婦に配慮した住宅の普及促進に努めます。	・建築士や弁護士などによる住宅相談 2,063件 ・住宅支援制度に関する情報プラザ来場者数 7,983人 ・バリアフリーに関する展示場「生涯あんしん住宅」来場者数 7,472人 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年2月29日から臨時休館	—	住宅計画課
		3	室内ホルムアルデヒド濃度簡易計測器の貸出	(一財)福岡県建築住宅センターにおいて、シックハウス症候群の原因となる化学物質の測定器の貸し出し(有料)を実施しており、その情報提供に努めます。	・貸出し件数 5件	—	住宅計画課
2 安心して外出できる環境づくり	2 安心して外出できる環境づくり	1	歩行空間のバリアフリー化の推進	鉄道駅、バスターミナル等の主要な旅客施設と公共施設及び福祉施設等を結ぶ道路について、歩道の拡幅・段差解消、勾配改善、視覚障害者用誘導用ブロックの設置等を行います。	・県管理の特定道路のバリアフリー化整備延長 L=0.8km(R1年度) ・全延長L=45.3kmのうち整備済延長(累計) L=43.1km、バリアフリー化率:95.1%	—	道路維持課
		2	通学路の歩道整備	小学校等に通う児童が利用する通学路において、歩道整備等の交通安全対策を行います。	※R1末時点 ・通学路の整備延長L=456.6 km ・通学路の歩道整備率:78.6%	—	道路維持課
		3	信号機の設置と改良	歩行者の安全な道路横断を確保するため、信号機が設置がされていない横断歩道では押ボタン式信号機の設置、あるいは、道路標識・標示の高輝度化を図るとともに、既設信号機については、子どもなどの交通弱者に配慮したバリアフリー対応型信号機への改良等を行います。	・押ボタン式信号機:10箇所 ・バリアフリー対応型信号機:31箇所 ・道路標識・標示の高輝度化 道路標識:592本 道路標示:19Km	・押ボタン式信号機:10箇所 ・バリアフリー対応型信号機:31箇所 ・道路標識・標示の高輝度化 道路標識:588本 道路標示:21.54Km	交通規制課
		4	防犯環境設計の普及	道路、公園、駐車(輪)場、公衆便所や共同住宅における犯罪をなくすため、防犯環境を改善するための具体的手法を示した「防犯環境指針」の普及を図ります。	犯罪の防止のための具体的手法を示したパンフレット「防犯環境指針」を作成し、防犯研修に活用するほか、「女性と子どもの安全みまもり企業」の参加企業に対して配布するなど周知を図りました。	—	生活安全課
		5	福祉のまちづくり	「福岡県福祉のまちづくり条例」において、建物等について誰もが安全で快適に利用できるよう整備の基準を定め、施設のバリアフリー化を推進します。 福祉のまちづくりに関する普及・啓発に努め、県民の意識の向上を図ります。 「ふくおか・まごころ駐車場」制度により、妊産婦や障がいのある人、高齢者など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が、公共施設や商業施設等の障がい者専用駐車場を安全・安心に利用できるよう支援します。	ふくおか・まごころ駐車場 ・利用証発行 新規:16,344件、累計:128,935件 ・協力施設数:2,632施設	—	障がい福祉課

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)
					元年度の実施状況	R2年度の変更点	
5 子どもの安全と安心の生活環境の整備	2 安心して外出できる環境づくり	6	不特定かつ多数が利用する建築物のバリアフリー化	「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、必要な情報の提供や技術的な助言を行うことで、不特定かつ多数の者が利用する建築物のバリアフリー化に努めます。	届出対象のまちづくり施設設置者に対して、指導・助言等を行いました。	—	建築指導課
		7	県営公園のバリアフリー化	新たに整備を進めている県営公園については、「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき整備を進めています。また、既存の県営公園については、今後も条例に基づいた施設の改修を適切に行います。	公園内の駐車場、便所などの整備を行いました。 ・都市公園等事業:1公園 ・都市公園安全・安心対策事業:8公園	—	公園街路課
		8	多くの人々がふれあえる水辺環境の創出	NPO、ボランティア団体等の地域の方と協力しながら、水辺が自然環境へのふれあいの場、遊び場として活用されるような仕組みをつくります。また、せせらぎ等の自然環境を創出するとともに、アクセス改善のための整備等を通じ、子どもたちが自然と出会う安全な水辺を創り、体験活動の充実を図ります。	福岡県内6河川で水辺の安全講座を実施し、危険個所の学習や生物調査、カヌー乗船(ゴミ拾い)、ライフジャケットの着用、レスキューロープ投げなどの体験学習を行いました。 ・参加者数187名(内子供181名)	—	河川整備課
		9	商店街の空き店舗を活用した子育て支援施設等の整備	商店街や商工会議所、商工会等が商店街の空き店舗を活用し、子育て支援施設等のコミュニティ施設の整備を行う際、改装費等を助成します。	【行きたくなる商店街づくり事業費】 R1年度:子育て応援施設整備に関する補助金交付申請なし	—	中小企業振興課
		10	交通安全教育指導者の拡充	地域ぐるみの交通安全活動を推進するため、県、関係機関・団体、地域社会が互いに連携して地域における交通安全教育指導者の育成に努め、地域における交通安全教育の普及促進を図ります。	地域交通安全活動推進委員研修会を通じて、地域の指導能力の向上に努めるとともに、自転車安全教育指導者講習会を行うなど、交通安全教育に携わる指導者の育成を図りました。	—	交通企画課
		11	段階的かつ体系的な交通安全教育	交通安全意識を向上させ、交通モラル・マナーを身に付けさせるため、幼児や児童、中学生・高校生等に対して心身の発達段階やライフステージに応じた交通安全教育を推進します。 幼児・児童の保護者に対しては、チャイルドシートや自転車の乗車用ヘルメットの着用効果及び正しい着用方法についての普及啓発活動を推進し、着用を促進します。	・小学生低学年に対する歩行者教室、小学生高学年・中学生に対する自転車教室のほか、運転免許を取得する前の高校生・大学生等に対しては、VR(バーチャルリアリティ)技術を活用した飲酒運転の危険性を疑似体験させる交通安全教室など心身の発達段階やライフステージに応じた交通安全教育を推進するとともに、教育機関における自主的な自転車安全教育の促進に取り組みました。 ・幼児・児童の保護者に対しては、四季の交通安全県民運動や交通安全講話等の様々な機会を通じて、チャイルドシートや自転車の乗車用ヘルメットの着用に関する普及啓発に取り組みました。 ・R元年中に警察官が実施した交通安全教育の実施状況(幼児、小・中・高対象) 実施回数:2,344回 受講者数:270,258人 ・R元年中の子供関連(高校生以下)の交通事故発生状況 発生件数:1,711件 死者数:2人 負傷者数:3,481人 ・R元年中の子供関連(高校生以下)の自転車事故発生状況 発生件数:1,092件 死者数:0人 負傷者数:1,085人	—	交通企画課
		12	交通安全教室	学校における交通安全教室開催の促進を図るとともに、二輪車通学を許可している県立高等学校を対象として、二輪車の安全な乗り方や点検整備等の実技講習を関係機関と連携して行うことにより、生徒の交通安全意識の高揚や安全運転技能の向上を図ります。	・二輪車安全教室及び自転車安全教育指導者講習会の実施 交通安全教室実施率 小学校:100%、中学校:100% 高等学校:100%	—	義務教育課 高校教育課

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)
					元年度の実施状況	R2年度の変更点	
5 子どもの安全と安心の生活環境の整備	3 子どもを犯罪の被害等から守る環境づくり	1	防犯ボランティアとの連携、活動に対する支援	<p>○防犯ボランティア団体に対する支援 防犯ボランティア団体に対して、犯罪情報の提供や合同パトロールの実施等について活動支援を行うとともに、青色防犯パトロールを行う自動車に対するガソリンの値引き、物品助成制度等の施策に関する情報提供を行うことにより、防犯パトロール活動を活性化します。</p> <p>○企業による防犯ボランティア普及促進事業 企業、事業所の防犯パトロールをはじめとした地域安全活動への参画やこども110番の店活動を推進するための助言、指導を行い、地域の安全を守る活動を拡大します。</p> <p>○学生によるボランティア活動の促進 大学、自治会、事業者等と連携し、学生による防犯ボランティアの結成方法や活動のノウハウ等に関する説明会の開催等、学生の参加促進のための各種支援活動を実施することにより、学生ボランティア活動の活性化を推進します。</p>	<p>・青パト活動を促進するため、ガソリンスタンドの協力により、青パトのガソリン代等の値引き等を行いました。 協力ガソリンスタンド 92店舗 青パト団体及び車両 626団体 1,912台</p> <p>・企業に防犯ボランティア活動を働きかけました。 企業防犯ボランティア団体 191団体 ※ 令和元年末時点</p> <p>・学生ボランティア活動の活性化を目的に(公社)福岡県防犯協会連合会と連携して活動促進費を助成しました。 助成団体 10団体</p> <p>・学生防犯ボランティア活動の活性化及び交流を目的に「学生防犯ボランティアサミット」を開催しました。 参加者9大学36名</p>	—	生活安全総務課
				<p>○新たに活動を開始する地域防犯活動団体に、必要となる資器材費を助成します。</p> <p>○安全・安心まちづくりアドバイザーの派遣推進協議会や地域防犯活動団体へ安全・安心アドバイザーを派遣し、団体の育成や活動の活性化を図ります。</p> <p>○「あんあんネットふくおか」の運営 地域防犯活動団体の交流の場、情報発信の場として、インターネット上の交流広場を設置・運営します。</p> <p>○防犯リーダーの養成 地域において自主的に防犯活動を実施する自主防犯組織の中心となる防犯リーダーの養成を図ります。</p> <p>○地域住民、行政、関係機関・団体等が連携し地域に根ざした安全・安心まちづくり県民運動を継続的かつ効果的に取組むため、その推進体制「地域安全・安心まちづくり推進協議会」の設置促進、活動の活性化を図ります。</p>	<p>・41団体に資器材費を助成 ・アドバイザーを延べ43回派遣 ・交流広場に644団体が活動状況等を登録 ・防犯リーダー養成講座 2回実施 参加者：135人</p>	以下の取組みを新規で実施。 ・防犯対策カメラ設置支援事業補助金 ・「ながら防犯」の普及・活動促進	生活安全課
		2	ふっけい安心メール等による地域安全情報の提供	<p>県民の犯罪被害防止及び地域における自主防犯活動を推進することを目的に、地域安全情報を配信します。</p>	<p>・ふっけい安心メールの配信内容をデジタルサイネージシステム等を活用し、多くの県民に事件情報や防犯情報を提供しました。</p> <p>・ふっけい安心メールの配信内容をスマートフォン用防犯アプリ「みまもっち」で発信し、より多くの県民に防犯情報を提供しました。 ※みまもっちダウンロード数：115,567件 ※ふっけい安心メール配信件数：1,981件</p>	—	生活安全総務課
		3	子どもの安全を守るための広報啓発の推進	<p>県民を対象とした啓発イベントを開催し、社会全体で子どもの安全を守る気運の醸成を図ります。</p> <p>子どもを対象に地域安全マップづくりなどの参加・体験型防犯教室を行い、防犯知識の向上を図り、自主防犯行動につながる防犯教育を推進します。</p> <p>身近な犯罪に関する防犯対策情報を県警HPで配信します。</p>	<p>・県警ホームページをはじめ、ツイッターなどにより犯罪被害防止のための広報啓発を実施しました。</p> <p>・福岡県防犯協会連合会と連携し、新小学1年生対象に安全ステッカー及び防犯チラシを配布しました。</p> <p>・性犯罪被害防止の防犯教室を開催しました。 R元年中 1,323回</p> <p>・性犯罪防止教育用資器材(DVD、テキスト)を活用した防犯教育を推進しました。</p> <p>・北九州市との協働により、小学生を対象とする地域安全マップづくりを実施しました。(各区1校計7校実施)</p>	—	生活安全総務課
4	「女性と子どもの安全をみまもる企業運動」の推進、女性・子どもに関する防犯意識の向上	<p>性犯罪防止の県民運動に参画する企業を募集し、県及び県警が企業活動の支援を行うことにより、企業の性犯罪抑止活動を促進し、社会全体の性犯罪撲滅の気運の醸成を図ります。</p> <p>併せて、各種イベントの開催やHP等を活用し、女性・子どもに関する防犯意識の向上を図ります。</p>	<p>・女性と子どもの安全みまもり企業：6,741事業所</p> <p>・「親子と女性のための防犯教室」参加者：1,000人</p> <p>・みまもり企業研修会 2回実施 参加者：194人</p>	—	生活安全課		

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)	
					元年度の実施状況	R2年度の変更点		
5 子どもの安全と安心の生活環境の整備	4 被害にあった子どもの保護の推進	1	被害少年に対する立ち直り支援	被害少年の早期救出・保護を図りますとともに、精神的なダメージを軽減するための指導、助言、カウンセリング等を行います。	・警察本部少年課及び各警察署において被害少年の支援を実施しました。	—	少年課	
		2	福岡犯罪被害者総合サポートセンター	犯罪等(犯罪、虐待、いじめ等)による被害を受けた被害者等に対する、精神的ダメージの軽減、被害回復、立ち直り等を支援するため、電話相談、支援機関等の紹介、面接・カウンセリング、支援員による付き添い支援等の他、弁護士相談費用等の支援を実施します。	・相談件数:787件(うち付添等直接支援:103件)	R元年度に移転改修完了	生活安全課	
		3	犯罪被害者等に対する支援の充実・強化	被害者が、必要な支援を受けられるよう、支援等に携わる各種団体職員の対応能力の向上と二次的被害の防止などを図るため、支援者向け手引きのHP掲載や担当職員向け研修を実施します。	・研修会を1回開催、参加者数:62人	—	生活安全課	
		4	性暴力被害者支援センター・ふくおか	性暴力被害者が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けられることができるよう、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」において被害者の早期回復に向けた支援を実施します。	・相談件数:2,759件(うち直接支援件数:257件)	若年被害者への相談体制を強化	生活安全課	
6 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	1 子どもの生きる力の育成	1 確かな学力を学校教員の個性や能力を伸ばす	1	ふくおか学力アップ推進事業	児童生徒の学力・学習状況を調査分析し、有効な施策を提供することで、市町村教育委員会の学力向上に向けた主体的な取組を支援します。	・福岡県学力調査の実施 ・学力向上推進強化市町村を21指定し(1学校組合)、強化市町村への非常勤講師の派遣等の支援を実施 ・基礎・基本を含む活用育成教材集の作成及び診断テストの実施 ・各地区学力向上推進委員会において学力調査や診断テストの結果を分析し、各市町村及び学校の目標値を設定 ・「主体的・対話的で深い学び」授業実践講座の実施 ・モデルグループによる日常的校内研修の実施	—	義務教育課
			2	先進的英語教育開発・実践事業	海外だけでなく国内においても英語を駆使する必要性が増している現状を踏まえ、高度な英語力を備えた人材を育成するための新しいカリキュラムの研究開発及び実践を行います。	H27年度事業終了	—	高校教育課
		2 豊かな人間性や志をもつ教育の推進	1	通学合宿	地域の公民館等を使って小学1年生から6年生までを対象に下校から登校までの日常生活体験を実施し、自ら考えて生活(行動)したり、仲間と協力して生活(作業)することの大切さを理解させ、日常的な生活技術を習得させます。	社会教育主事による通学合宿のリーフレットなどを活用した指導・助言 ・新たに16小学校区で実施 ・教育事務所管内市町村で実施される実践交流会等での指導・助言	「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた「通学合宿」の効果検証を12実行委員会を実施 学識経験者を交えた「鍛ほめ通学合宿」調査研究会議の設置	社会教育課
			2	未来を切り拓く人材育成事業	地域の人的・物的資源を活用しながら、生徒たちに求められる資質・能力を育成する取組を実施し、生徒たちの社会的・職業的自立につなげます。	事業実施県立学校数 ・高等学校・中等教育学校58校 ・特別支援学校20校	令和2年度から地域と連携した取組を重点的に実施	高校教育課
			3	世界に挑む人材育成事業	海外の高校への留学経費の支援を行い海外留学を促進するなど、世界に挑む志を持ち、国際社会の発展に寄与する意欲や態度を養うための取組を実施し、将来、世界を舞台に活躍し、国際社会の持続的発展を支える優れた人材を育成します。	・海外留学説明会の実施 参加者:191人 ・海外留学の助成の実施 短期派遣助成者:55人	—	高校教育課

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)
					元年度の実施状況	R2年度の変更点	
6 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	1 子どもの生きる力の育成	2 豊かな人間性や志をもつてたくましく生きる力をつちかう教育の推進	4 国際的視野を持つ青少年の育成	○世界に打って出る若者育成事業 県内の高校・大学等が主催する優れた海外研修プログラムに助成することで、青少年の海外体験を支援します。	・支援状況 高校:9件(9校) 145人 大学等:4件(4校) 38人 ※1ヵ月未満の研修プログラムが対象 ・補助上限額(1プログラムあたり) アジア諸国への訪問……… 500千円 アジア諸国以外への訪問……1,200千円	—	政策課
				○アンビシャス外国留学支援事業 国際的に活躍する人材を育成するため、外国の大学(正規課程)に留学する県内の高校生等に奨学金を交付します。	・奨学生数34人(R元年度末累計) ・奨学金の額:1人あたり2,000千円又は1,500千円(上限額)/年 ※最長4年間、卒業まで給付、返済不要 ※上限額は保護者等の所得に応じて決定	—	政策課
				○青少年アンビシャスの翼 県内の青少年を海外の国際ワークキャンプに派遣し、海外の青少年と寝食を共にしながら、海外で現実に起きている課題に対し、多様な国の人々と協働し、自ら考え乗り越えていくことで、国際力を身につけた21世紀を担う、たくましい青少年を育成します。	・県内全域から80人が応募、うち20名を海外の国際ワークキャンプに派遣しました。 ・県内の全市町村、高校、公立公共施設等に向けてチラシ・ポスターを配布し、積極的な広報活動を実施しました。	令和2年度の事業実施は中止 ※新型コロナウイルス感染症の影響	青少年育成課
				○日本の次世代リーダー養成塾 豊かな経験と広い視野をもち、世界で活躍できる能力を持った人材(リーダー)の育成を図るため、日本や世界で活躍する一流の講師陣が、学問の楽しさや人としての生き方がどうあるべきかを講義します。また、アジア諸国からの奨学生と一緒に、将来のアジアがどう協力し発展させていくか議論を行う「アジア・ハイスクール・サミット」など、ディスカッションを積み重ねることで、リーダーとして必要な多面的思考力、分析力を養います。	教育委員会と連携し、高校校長会での事業説明を行い、事業趣旨の説明、積極的な応募を依頼しました。 また、県内全市町村、高校、公共施設等にチラシを送付し、積極的な広報活動を実施しました。 ・開催概要:元年7月26日(金)~8月8日(木)に宗像市のグローバルアリーナで開催 ・参加者:全国169人(うち福岡県30人)	開催方法をオンライン講座(講義とディスカッション)と合宿形式の発表会を組み合わせ実施。なお、新型コロナウイルス感染症の状況により、合宿形式での発表会開催が難しい場合、オンラインでの開催に変更。	青少年育成課
		5 子どもたちが芸術文化に触れる機会の充実	次代を担う子どもたちが地域の特色ある文化芸術に触れる機会の充実を図ります。	・「ふくおか県民文化祭(子ども文化事業)」鑑賞・発表事業(3市1町で実施) 芸術体験講座 小・中・特別支援学校20校(2,444人が参加)	—	社会教育課	
			○ふくおか県民文化祭(子ども文化事業) 子どもの文化活動の発表の場や芸術鑑賞の機会を提供し、子ども文化活動の充実を図ります。	・「舞台芸術感動体験事業」九州交響楽団によるコンサートの鑑賞 小・中学校16校(1,742人が参加)	—	社会教育課	
			○舞台芸術感動体験事業 子どもたちに最高の舞台における質の高い本物の芸術文化を鑑賞する機会を提供します。	—	—	社会教育課	
			4つの基本方針に沿って、子どもがそれぞれの発達段階・個性に応じ、自主的な読書活動が推進できるような環境の整備を推進します。	・「市町村子ども読書活動推進計画」の策定支援(60市町村が策定) ・家庭での様々な読書活動の手法や読書活動の重要性等を広く伝えるため、ボランティア団体や社会教育主事等で構成する「読書活動応援隊」を設置 ・小学校低学年の保護者を対象とした読書の啓発事業の実施(45市町村) ・読書活動応援隊を活用した市町村が実施する読書活動への支援(読書の交流事業)の実施(31市町村) ・「子どもの読書活動交流・研修会」参加者数152名 ・福岡県子どもの読書活動推進連絡会議を開催 ・教育事務所管内で地区子どもの読書推進連絡会議を開催	読書啓発事業の対象者を見直し、「小学校低学年の保護者」を「小学生の子どもを持つ保護者」として実施	子どもの読書活動交流・研修会を教育事務所又はブロックで開催	社会教育課
6 福岡県子ども読書推進計画	7 少年健全育成活動	児童生徒約200人が2泊3日の柔剣道合宿を行い、訓練や参加少年同士交流・交歓活動等を通じて目標を持った「志」のある少年の育成を図ります。	・柔道合宿、剣道合宿には、県内の小学5~6年生までの合計191名が参加し、非行防止と健全育成の効果向上を図りました。 ・県内15地区で開催された少年柔剣道大会の開催を支援(参加記念品の配布)しました。	—	少年課		
		8 スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動	プロスポーツ組織と連携・協力した「人権・スポーツ教室」を開催し、プロスポーツ選手によるスポーツクリニック及び人権講座を実施することにより、体罰や暴力、いじめを許さないといった機運の醸成を図ります。	・プロバスケットボールチーム「ライジングゼファークオカ」によるスポーツクリニック及び人権講座の実施 ・実施校数 20校 ・参加者数 1,049人(児童:978人 指導者、保護者等:71人)	令和2年度の事業実施は未定	人権・同和対策局調整課	

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)	
					元年度の実施状況	R2年度の変更点		
6 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	3 健やかな体の育成	1	子どもの体力向上に係る取組の充実	発達段階に応じた児童生徒の運動・スポーツへの動機付け、習慣化を図るとともに、体力向上を目的とした総合的な事業を推進します。	<p>新体力テスト結果分析事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の結果を集計、分析し、結果報告書を作成しました。 <p>学校における体育活動充実改善事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1校1取組」運動を実施しました。 ・小中学校体力向上指導者研修会を開催しました。参加者数:665名 ・「体力アップシート」を小・中学生に配布しました。 活用児童生徒割合 ※臨時休校の影響により調査未実施 ・中学校体育において地域人材を活用しました。 <p>派遣実績: 武道14校、ダンス7校</p>	—	体育スポーツ健康課	
		2	運動部活動の適切な運営と活性化	<p>中・高等学校の適切な運動部活動の運営や魅力ある運動部活動の実現のために、生徒理解に基づく指導法やスポーツ医・科学に立脚した指導法等に関する研修を行うことにより、指導者の資質向上に努めます。</p> <p>中・高校生が積極的に運動部活動に入部し、意欲的に取り組むことができるよう、外部指導者や部活動指導員の活用等による指導体制の改善、充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動顧問の指導力向上研修会を開催しました。 参加者数:316人 ・県立学校に配置した部活動指導員に対し、学校教育の一環としての部活動の指導体制の在り方や生徒理解に基づく指導法等に関する研修会を開催しました。(延べ151人) 	—	体育スポーツ健康課	
	1 子どもの生きる力の育成	4 信頼される学校づくり	1	教員の資質向上	教職員として備えるべき資質・能力を有した人材確保のため、採用試験の改善を図ります。校長のリーダーシップと教員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるための研修の充実等、教員の資質向上を図るとともに、メンタルヘルス対策等、教員に対するサポート体制の充実に努めます。	R1年度新規採用教職員数(教職員課):1,319人	教育実践力と専門性の高い正規教員を確保するため、採用数を拡大する。	教職員課
						「福岡県教職員育成指標」を基にキャリアステージに応じた研修を実施	—	高校教育課
			・若年教員研修1年目	—	高校教育課			
			<ul style="list-style-type: none"> 県立高校:143名 県立特別支援学校:104名 県立中学校・中等教育学校:5名 中堅教員等資質向上研修:76名 エキスパート教員研修:69名 	—	高校教育課			
			<ul style="list-style-type: none"> ・教職経験者研修の実施 ①中堅教諭等資質向上研修 県内小学校:159名、中学校:59名 合計:218名 ②エキスパート教員研修 県内小学校:37名、中学校:44名 合計:81名 	—	義務教育課			
	2	学校施設の整備	改築や補強による耐震化を早期に完了させ、計画的に学校施設の老朽対策を実施します。	老朽校舎の改築等、学校施設の整備を進め、児童生徒が快適な学校生活を送ることができるよう教育環境の向上を図りました。	—	施設課		
	3	学校の自己点検・自己評価	各学校が、自らの学校運営について、目標を設定し、達成状況や取り組みの適切さ等を評価し、組織的・継続的な改善を図ります。	・全県立学校で実施	—	高校教育課		
				<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の自己評価の実施 実施率:100%。 ・小学校の学校関係者評価の実施 実施率:100% ・中学校の学校関係者評価の実施 実施率:100% ・学校関係者評価の公表の実施 実施率:小学校98.9% 中学校99.5% 	—	義務教育課		
	4	学校評議員制度	保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、学校改善につなげるように努めます。	・全県立学校で実施	—	高校教育課		

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)
					元年度の実施状況	R2年度の変更点	
6 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	1 家庭教育支援の充実	1	基本的な生活習慣習得事業	小学校入学以降の生活や学習の基盤づくりのため、就学前児童及びその保護者等の基本的な生活習慣習得のための取組を推進します。	・市町村が実施する就学前の児童及びその保護者等の基本的な生活習慣習得のための相談、研修等に対し、講師を派遣しました。(講師を派遣した市町村数 9市町)	—	子育て支援課
		2	家庭教育に関する支援	家庭における規則正しい生活習慣づくりの取組を通して、学力向上の基盤となる子どもの基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図り、もって家庭の教育力の向上を図ります。	幼稚園、保育所(園)、小中学校、PTA、保護者会等へふくおか子育てマイスターや社会教育主事等で組織された家庭教育チームを派遣し、生活習慣と子どもの健全な成長・発達について説明・講義・演習を実施 ・派遣市町村:46市町村 ・派遣回数:286回 ・参加者:延べ9,579名	令和元年度事業終了	社会教育課
	2 地域の教育力の向上	1	青少年アンビシャス運動の推進	H13年にスタートした青少年アンビシャス運動は、「豊かな心、幅広い視野、それぞれの志を持つ(アンビシャスな)たくましい青少年」の育成を目指し、家庭、地域、学校、企業等が連携した県民運動として実施しています。	・参加団体数:1,923団体	—	青少年育成課
		2	社会教育指導者の育成	社会教育関係団体の指導者等を対象に、社会教育の推進に必要な知識・技術を習得させ、指導者の養成を図ります。	・PTA指導者研修会、青少年教育指導者研修会を実施。	—	社会教育課
		3	社会教育関係団体への助成	公共性のある適切な活動を行う社会教育関係団体に助成を行うことにより、生涯学習・社会教育のより一層の振興を図ります。	・10団体に助成	—	社会教育課
		4	日常的にスポーツ活動が行える施設の確保と学校施設の有効活用	県立学校の体育施設を学校教育活動に支障のない範囲で開放することで、日常的に地域で利用できる施設の確保に努めます。	県立学校体育施設開放状況 ・開放回数(延べ数):2,548回 ・利用人数(延べ数):82,982人 ・実際に開放した学校数:38校(県立115校中) ・屋外施設開放校数:26校 ・屋内施設開放校数:23校	—	体育スポーツ健康課
	3 体験活動の充実	1	地域における子どもの体験活動の支援	市町村教育委員会が、子どもの生きる力を育てるため、生活体験、社会体験、学習活動などの地域活動を推進したり、家庭・地域の教育力の向上を図るため、地域活動指導員を設置する場合に、その経費を補助します。	・子どもの体験活動の充実に向けた指導助言。 ・家庭や地域の教育力の向上に資する事業の実施。人権教育の推進等の企画運営 ・57市町村で設置(計183人)	補助額の割合変更 8/10 → 2/3	社会教育課
		2	フクオカ・サイエンスマンス事業	青少年を中心とする県民の科学技術に対する関心や理解を深め、知的好奇心や創造性に富んだ青少年を地域全体で育成する土壌づくりのため、毎年11月を「フクオカ・サイエンスマンス(科学月間)」とし、産学官の協力により科学技術関連のイベントを県内各地で開催します。	H27年度事業終了	—	商工政策課
		3	ちくご子どもキャンパス事業	子どもたちが筑後地域の豊かな自然や文化、歴史、産業などの地域資源を教材として、自然科学や社会科学、あるいは優れた芸術を楽しく学ぶことができる体験型学習プログラムを実施します。	筑後の地域資源を教材とした体験型学習プログラムを実施。 ・プログラム数:80、参加者数:1,605人 (筑後地域:995人、その他地域:610人)	—	広域地域振興課
		4	遠賀川子どもふれあい講座	NPO、ボランティア団体等と協力し、遠賀川の上・下流域で、上流の子どもたちと下流の子どもたちが交流する「ふれあい講座」を実施します。遠賀川の役割や環境問題を学び、海や川で生物調査や源流点見学を体験。交流を通して、自然環境への関心を深めます。	H27年度事業終了	—	広域地域振興課
		5	都市と農山漁村の交流	農山漁村には豊かな自然空間が維持されているとともに、農山漁村に住む人々によって習得・共有・伝達される「伝統文化」が数多く存在しています。都市と農山漁村の子どもたちがこれらに触れ、相互の交流等を促進することにより、豊かな心の育成や、人間関係づくりに取り組みます。	・「田んぼの学校」では、県内小学生を対象に田植えや稲刈りの農業体験、田んぼの生きもの調査、農業施設の見学などを実施 ・開催回数 県南、県北地域からそれぞれ1校が 田植え、稲刈りを延べ4回実施 場所は朝倉市黒川地区、築上郡上毛町 ・参加人員 県内2小学校の4、5年生が延342名参加	・例年どおり予定していたが新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。	農山漁村振興課

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)	
					元年度の実施状況	R2年度の変更点		
6 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	2 家庭や地域の教育力の向上	3 体験活動の充実	6	森林・林業体験学習	○森林・林業体験学習 小学生を対象に森林環境教育を実施し、森林・林業に関する普及啓発を図ります。 小学校教職員等に対する森林教育研修開催により、森林・林業教育活動を推進します。 ○緑の少年団 「緑の少年団」を育成し、森林・緑に関わる体験活動を推進します。	森林・林業体験学習 ・小学校において森林環境教育の実施 実施校:12校、受講児童数:682人 緑の少年団 ・緑の少年団交流集会を実施 開催回数:1回 ・自然観察会等の活動を各少年団で実施 開催回数:551回 ・県内46団体、団員数5,901人	—	林業振興課
			7	子どもエコクラブ活動	子どもたちが環境保全活動や環境学習を行う「子どもエコクラブ」の活動を支援するため、環境学習会や環境関連施設の見学会を開催します。	・環境学習体験イベントを4回(7月、8月、10月)実施 参加者数:127名(保護者等含む) ・7月のイベントは、嘉穂・鞍手保健福祉事務所が設置する筑豊地区地域環境協議会と連携して実施。 ・8月の2回のイベントは、①京築保健福祉環境事務所が設置する京築地域環境協議会及び②筑紫保健福祉環境事務所が設置する筑紫・糸島地区地域環境協議会と連携して実施。 ・10月のイベントは、北筑後保健福祉環境事務所が設置する北筑後地域環境協議会と連携して実施。	新型コロナウイルス感染症拡大状況を見極めて実施を検討。	環境政策課
			8	子ども3R学習	リサイクル施設の見学会等を通じ、未来を担う子どもたちの環境への関心と理解を深めます。	・リサイクル施設の見学会等を行う「夏休み親子リサイクル探検隊」を2回実施 ・福岡県HPへの掲載等を行い、周知・広報を実施	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中止予定	循環型社会推進課
			9	県民参加型生きもの調査	小学生5、6年生を中心に参加者を募集し、県が指定した生きものを探して見つけたら県に報告してもらいます。身近でわかりやすい動植物の生息状況を調べることで、生きものや自然に対して関心を深めます。	生きもの見つけ隊の隊員向けに自然観察会を開催(1回)	新型コロナウイルス感染症拡大状況を見極めて実施を検討。	自然環境課
	3 子どもを取り巻くいじめ問題等への対応	1 いじめ・不登校・ひきこもり・非行等の予防、対応	1	中1不登校等対策強化事業	強化指定市町村において、中1不登校等対策アドバイザーの派遣や中1不登校等対策協議会の設置による不登校予防対策を推進します。 教職員による不登校の予防・早期発見を促進します。 不登校の予防等に関する保護者や教員用の啓発資料を作成します。	H28年度事業終了	—	義務教育課
			2	不登校・ひきこもりサポートセンター	福岡県立大学「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不登校・ひきこもりの児童生徒、その保護者や学校、適応指導教室等に対する専門的な相談・情報発信などの支援を行います。 大学内に「キャンパススクール」を設置し、不登校・ひきこもりの子どもたちへの学習支援と心理的サポートを行うとともに、学生の不登校・ひきこもりへの「援助力」を育成します。	・相談(電話・来所・巡回・訪問・メール)件数: 延4,181件(実数1,661件) ・県子どもサポーター派遣者数: 延3,846人(実数703人) ・教職員・支援者等対象研修: 65回、3,480人参加 ・キャンパススクール利用児童生徒数: 延2,147人(実数34人)	—	政策課
			3	ひきこもり対策推進事業	精神保健福祉センターに「ひきこもり地域支援センター」、筑豊及び筑後地域に「ひきこもり地域支援センターサテライトオフィス」を設置し、ひきこもり支援のための核となる機関として相談対応、関係者への研修及び連携会議等を行います。	・電話相談:1,329件 ・面接相談:400件 ・訪問支援:31件	—	こころの健康づくり推進室
			4	青少年インターネット適正利用推進事業	インターネットの問題に詳しい専門家や通信事業者、PTA、行政等による「福岡県青少年インターネット適正利用推進協議会」を設置し、ネットによる犯罪被害やいじめ、ネット依存から青少年を守るために、青少年自らの気づきを促すワークショップや、保護者を対象としたフィルタリング実践講座等の実効性の高い取組みを官民が連携して推進します。	・中高生ICTサミット開催 参加校:20校、参加生徒数:84人 ・高校生ICTカンファレンス開催 参加校:9校、参加生徒数:43人 ・各中学校での校内研修等に専門講師を派遣し、情報モラルに関する生徒指導のポイント等を学ぶ研修を実施 講師派遣中学校数:58校	ネットパトロール員専門相談窓口は令和元年度事業終了	青少年育成課

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)	
					元年度の実施状況	R2年度の変更点		
6 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	1 いじめ・不登校・ひきこもり・非行等の予防、対応	5	非行防止・絆プロジェクト	非行等の問題を抱える少年が社会的に自立できるよう、心の拠り所となる居場所の提供を行うなど必要な支援を行い、再犯を防止し健全育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・非行少年等のための支援拠点事業 助成実施:3市 ・非行少年等の社会奉仕・体験活動応援事業 登録団体:24団体 参加少年数:18名 ・非行少年等の就労支援事業 支援少年数:71人(うち就労開始:24人) ・非行少年等の就労身元保証事業 申込件数:4件 ・非行少年等の居場所活動促進事業 助成実施:2団体 	—	青少年育成課
			6	スクールサポーター制度	警察署管内の小学校・中学校・高等学校等に直接赴いて、学校が抱えている非行問題等の解消や安全対策の支援、いじめ問題への対応等、学校と警察のパイプ役となって児童生徒の非行防止と犯罪被害防止を図るための活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・各警察署に配置されたスクールサポーターが、1年間で延べ15,844回学校訪問を行い、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止を図りました。 ・スクールサポーターを通じた関係機関との連携強化のため、スクールソーシャルワーカー等と合同による研修会を実施しました。 	—	少年課
			7	青少年相談・補導活動等に携わる関係者への研修	小・中・高の教諭、養護教諭、教育・医療・警察・行政の相談機関など青少年の相談や補導活動等に携わる職員の専門性の向上や補導員・相談員相互の連携を図るための研修を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年支援に携わる人の研修会開催 参加者数:161人 ・青少年の相談担当(リーダー)連携対応研修会開催 参加者数:56人 	—	青少年育成課
			8	街頭補導活動の推進	警察、行政、地域、ボランティア、学校等との連携により街頭補導活動を強化し、少年を見守る社会気運の醸成を図りますとともに、非行進度が進む前の段階での非行防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年1年間で28,909人の不良行為少年を補導しました。 ・少年補導の日における街頭補導活動には延べ29,659人が従事しました。 	—	少年課
			9	広報啓発活動	学校における薬物乱用防止や暴力団加入阻止等の教育及び保護者に対する子育て支援講演など、幅広い広報啓発活動に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年1年間で、非行防止教室を553回、薬物乱用防止教室を446回実施しました。 ・乳幼児の保護者を対象としたチャイルドケア講演を37回、思春期の子どもを持つ保護者を対象とした思春期サポート講演を105回実施しました。 	—	少年課
			10	少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動	少年及び保護者への継続的な連絡や訪問・面接により助言・指導を積極的に行うとともに、少年警察ボランティアや地域住民、関係機関・団体等と協働して社会奉仕体験活動等を行うなどして、最終的には当該少年が就労若しくは就労又は生活環境改善がなされることを目標に置き、個々の少年の状況に応じた各種支援活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団排除教室を512校で実施し、約18万人の生徒が受講しました。 ・暴力団追放大会における暴力団排除教育の実演のほか、報道機関を通じ情報を発信しました。 	—	組織犯罪対策課
			1	現状の有害環境に対する対策	市町村と協力して立入調査を実施し、営業者に対する指導・警告の徹底を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・立入調査の実施(2,896か所) 	—	青少年育成課
			2	情報通信手段からもたらされる有害環境に対する対策	子どもを有害環境から守る自主的措置を事業者に促します。保護者に対し、フィルタリングの活用等について情報の提供を行います。青少年健全育成条例の内容について、保護者や事業者に対し周知を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県青少年健全育成条例に基づき推奨するフィルタリング・ソフトの周知 ・携帯電話事業者・販売代理店に対する立入調査の実施 ・各種広報媒体(HP、リーフレット)を活用した広報啓発活動を実施 ・自画撮り被害防止啓発カードの配布 	—	青少年育成課
			3	フィルタリング普及啓発活動	青少年が悪質なサイトを利用し被害に遭わないため、保護者、青少年、事業者等に対するフィルタリングの必要性等に係る啓発活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童や保護者を対象としたインターネットの危険性、フィルタリングの普及に関する広報啓発活動を実施しました。 ・携帯電話販売代理店に対して、フィルタリング普及の協力要請を実施しました。 ・各種広報媒体(リーフレット、HP等)を活用した広報啓発活動を実施しました。 	—	少年課

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)
					元年度の実施状況	R2年度の変更点	
7 きめ細やかな対応が必要な子供への支援	1 児童相談所の相談体制の強化	1	24時間365日児童相談体制の整備	複雑で対応が困難な虐待ケースが増加しており、児童相談所では、子どもの安全確認や保護などの確かな対応を取るために、児童福祉司や心理職員の適切な配置、専門性の向上に努めるとともに、24時間いつでも相談を受けられる体制を整える等相談体制の強化に努めます。	・4児童相談所に配置(福岡、久留米、田川、大牟田) ・相談件数:5,291件	—	児童家庭課
		2	児童相談所の法的対応機能強化	児童相談所は、児童福祉の中核的専門機関として、専門的な知識及び技術を必要とする児童相談に応じるとともに、市町村への後方支援を行います。職員の専門性向上のための研修会や、地域の医師や弁護士等の協力による事例検討会の実施等により、専門相談機能の強化を図ります。	児童福祉法務専門監(弁護士)1名を平成29年度に配置しました。 児童虐待防止対策事業協力弁護団に委託し、保護者への法的説明等の対応を行いました。 ・6児童相談所で実施 ・弁護士への個別相談件数:56件	—	児童家庭課
		3	相談機関職員研修の充実	児童虐待を早期に発見し、未然防止を図るため、教職員、保健所職員、児童委員、児童福祉施設の職員、医師、保健師等に対する研修の充実に努めます。児童相談所や市町村等の相談機関が、子どもの保護や家族援助を適切に行うことができるよう、相談に携わる職員に対する専門的な研修を行います。	児童相談所職員による研修委員会において、県内研修の充実に努めました。 ・要保護児童対策調整機関の調整担当者研修(市町村73人) ・児童福祉司任用前講習会 参加者:20人(市町村35人) ・児童福祉司任用後研修 参加者:25人 ・国等研修 参加者:18人 ・その他県内外研修 参加者:51人 ・専門研修 全3回実施、延134人参加 ・特別研修全9回実施、延232人参加	—	児童家庭課
	2 市町村と関係機関との役割分担及び連携の推進	1	地域で子どもを見守るネットワークの強化	市町村は、保育所、学校、警察等の関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童に関する情報を共有し、役割分担の上、家族援助に努めます。県は、要保護児童対策地域協議会に参加するとともに、市町村に対して技術的援助や助言を行い、地域で子どもを見守るネットワークの強化を促進します。	各市町村への事前アンケート調査により、現場のニーズに合わせた研修内容を企画、実施しました。	—	児童家庭課
		2	市町村と連携した児童相談体制の強化	児童相談所は、児童家庭相談に関し一番身近な相談窓口である市町村との適切な役割分担・連携を図りつつ、地域における児童家庭相談体制の充実に努めます。	困難事例に対するスーパーバイズを行う事例検討委員会を開催し、市町村との連携の強化、相談援助技術の伝達を図りました。 ・事例検討委員会の開催 開催回数:14回、16事例	—	児童家庭課
		3	要保護女子等の保護	配偶者からの暴力被害者等の女性を一時保護する際には、同伴する子どもと一緒に保護することができます。同伴児への虐待のおそれがある等の場合は児童相談所と連携して適切に対応します。一時保護後の支援も関係機関と連携して行います。	安全な保護のため、関係機関との連携や情報管理について徹底を図りました。同伴児童の心理的ケアを図るため、心理判定員による面談を実施しました。一時保護所に非常勤嘱託として保育士を任用しました。 ・同伴児童の一時保護人数 120人	—	男女共同参画推進課
	3 発生予防から再発防止までの総合的な施策の実施	1	児童虐待防止医療ネットワーク事業	児童虐待の早期発見、早期介入のため児童虐待に対応するノウハウを有する病院を拠点病院に指定し、地域におけるネットワークづくりを行うことにより、地域医療機関の児童虐待への対応力向上を図ります。	・拠点病院(2施設)への相談件数 282件	—	児童家庭課
		2	児童虐待防止に係る広報啓発	児童福祉週間(5月5日から1週間)及び児童虐待防止推進月間(11月)等において、県民の児童虐待への関心を高め、虐待に関する理解を深めてもらうため、県の広報媒体等を活用し広報啓発を推進します。関係機関・団体に対し、会議・研修等の場を通じて虐待防止に係る広報啓発を行います。	各児童相談所で児童虐待防止セミナーを開催するなど広報啓発を図りました。 ・会議、研修等開催回数:58回 参加者数:延べ2,451人 ・福岡県だより(全戸配布)への虐待防止月間啓発記事の掲載 ・電子掲示板への掲載	—	児童家庭課
		3	虐待を行った保護者等へ行うカウンセリング事業	児童虐待を行う保護者等は様々なストレスを抱えていることが指摘されているため、精神科医等によるカウンセリング事業を推進します。	・6児童相談所で実施 ・開催回数:64回 実施対象者数:延べ216人	—	児童家庭課
		4	家族の再統合に向けた支援の充実と再発防止	児童相談所において、虐待を理由に離れて暮らす親子等に対し、治療的教育や家族療法等の適切な親子支援プログラムを提供することで、親子のきずなの再生に努めます。家庭復帰後は、地域での家庭の見守り体制を築くため、要保護児童対策地域協議会等を活用し、市町村や保育所等関係機関の役割分担や情報の共有化、支援の進行管理を行い、虐待の再発防止に努めます。	親子のきずな再生事業を6児童相談所で実施しました。(福岡、久留米、田川、大牟田、宗像、京築) ・家庭復帰:19人、親子関係改善:14人	—	児童家庭課

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)
					元年度の実施状況	R2年度の変更点	
7きめ細やかな対応が必要な子供への支援	1 児童虐待防止対策の充実	3 発生予防から再発防止までの総合的な施策の実施	5 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証	児童虐待による死亡事例など、子どもが心身に著しく重大な被害を受けた事例が発生した場合、福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に設置する「児童虐待事例等検証部会」で関係機関の対応や連携等の問題点、課題等を検証し、具体的改善策を検討します。その結果に基づき必要な改善策を講じることにより、今後の再発防止に努めます。	・児童虐待事例等検証部会の開催:1回	—	児童家庭課
			6 配偶者からの暴力防止対策強化	DVを発見する可能性がある方に対し、関連する情報を提供するとともに、「児童が同居する家庭におけるDV」は児童虐待の中の心理的虐待に該当することについても周知します。	・民生委員・児童委員研修会 7回	—	男女共同参画推進課
	2 社会的養護体制の充実	1 児童養護施設等におけるサービスの充実	1 施設ケアの小規模化	児童養護施設等においては、虐待を受けた子どもなど、手厚い養護が必要な子どもの入所が増えています。このような子どもに対しては家庭的な環境のもとできめ細かなケアを行うことが必要であるため、地域小規模児童養護施設や小規模グループケア等の施設ケアの小規模化を積極的に推進します。十分なケアが実施できるよう、施設職員の配置基準や措置費等の改善について、国に働きかけていきます。	・地域小規模児童養護施設の設置: 11施設のうち7施設に10か所設置 ・小規模グループケアの設置: 14施設のうち12施設に33か所設置	—	児童家庭課
			2 施設入所児童のケア体制の充実	児童養護施設等において、虐待を受けた子どもや発達障害児等の入所が増えていることに伴い、よりきめ細かなケアが必要になっています。このため、医療的ケアや心理療法を行う職員、入所児童の里親委託に向けたケアを行う里親支援専門相談員などの専門職員を配置し、子どものケア体制の充実を推進します。	・心理療法担当職員の配置:22施設のうち17施設 ・個別対応職員等の配置:22施設のうち21施設	—	児童家庭課
			3 入所施設の整備	児童養護施設及び乳児院については、地域の状況やニーズ等を勘案しながら、子どもたちの生活の場である施設環境の改善や児童虐待を受けた子どものための処遇スペース等の確保、施設の小規模化のために、計画的に整備を推進します。	・児童養護施設の地域小規模化施設の整備に対する補助:1施設 ・母子生活支援施設及び自立援助ホームの防犯対策に対する補助:2施設	—	児童家庭課
			4 職員の専門性の向上	児童虐待を受けた子どもの保護及び自立のための支援が適切に行われるよう、児童福祉施設の職員及び関係機関職員(教職員、保育所の職員等)に対する研修の充実に努めます。	関係機関職員(教職員、保育所職員等)に対する研修を年3回実施しました。 ・参加者数:延べ187人	—	児童家庭課
			1 自立のための支援	児童養護施設等において、個々の子どもたちの状況に応じた「自立支援計画」を策定し、目標と目標達成のための道筋を描きながら、子どもが社会性を獲得し、自立できるよう支援に努めます。県は、施設等の子どもたちが円滑に社会に巣立つことができるよう、就職や進学に必要な費用の一部を負担するとともに、就職やアルバイト賃金の際に必要な保証人の確保を支援します。また、施設退所後、直ぐに自立が困難な年長児童等の自立支援のために、住居の提供や就労等に関する相談援助を行う自立援助ホームの設置について検討します。	・身元保証人確保対策事業 就職時の身元保証:7件 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証:1件 ・施設退所児童等自立支援促進事業 利用者数:延べ3,387人	—	児童家庭課
			2 学習環境の充実	施設入所まで、問題のある養育環境等で育ったため学習に遅れがみられる子どもについて、十分な教育が受けられるよう施設等における学習環境の充実を図ります。	・学習指導加算:13施設のうち10施設	—	児童家庭課

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)	
					元年度の実施状況	R2年度の変更点		
7 きめ細やかな対応が必要な子供への支援	3 家庭的養護の充実	1	里親等制度の活用及び里親等への支援	<p>里親及びファミリーホーム(里親等)制度の普及啓発のため、児童相談所に里親担当職員を、児童養護施設等に里親支援専門相談員を配置し、里親等への研修の実施や、家庭への訪問支援等きめ細かな里親等支援を行い、家庭的養護の充実に努めます。</p> <p>※ファミリーホームとは、5～6人の少人数の単位で子どもを養育するグループホームです。</p>	<p>・里親月間(10月)の広報啓発： 県広報番組(ラジオ)、市町村広報誌での広報</p> <p>・各市町村において里親説明会の実施</p> <p>・里親施設実習事業及び里親養育体験事業の実施</p> <p>・新生児里親の制度理解、制度周知を目的として「新生児里親委託啓発チラシ」を配付しました。</p>	<p>長期的に継続した高度な支援ができるよう、民間のフォスティング機関に業務を委託する。</p>	児童家庭課	
								2 社会的養護体制の充実
	2	苦情解決体制の整備	<p>入所施設に苦情解決の責任者、担当者を設置し、入所児童や保護者等の利用者からの苦情解決に努めるとともに、第三者委員を設置し、苦情解決の客観性の確保に努めるよう助言・指導し、苦情解決体制の整備に努めます。</p> <p>施設内での解決が困難な問題については、福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会において対処します。</p>	<p>各入所施設における苦情解決体制は整備されており、体制が効果的に機能するよう注意喚起も実施済み</p>	—	児童家庭課		
	3 ひとり親家庭等の自立支援の推進	1 生活と子育ての支援	1	日常生活の支援	<p>ひとり親家庭及び寡婦に、一時的に日常生活に支障が生じた場合などに家庭生活支援員を派遣し介護・保育等のサービス支援を行う日常生活支援事業を促進します。</p> <p>ひとり親家庭の児童に、学習塾形式又は家庭教師形式でボランティア講師を派遣し、学習支援を行うとともに、児童のよき理解者として進学相談等に応じる、学習支援ボランティア事業を実施します。</p>	<p>・日常生活支援事業： 21市町村で実施</p> <p>・学習支援ボランティア事業 支援児童：470人</p>	—	児童家庭課
			2	保育所への優先入所、放課後児童クラブの優先利用の促進	<p>市町村における保育所や放課後児童クラブにひとり親家庭が優先的に入所・利用できる取組を支援します。また、求職活動・職業訓練等を行っている場合にも、就労している場合と同等の事情にあるとして、優先入所や優先利用を促進します。</p>	<p>市町村事務指導等において、ひとり親家庭の入所等について配慮がなされているか、確認、助言、指導を実施しました。</p>	—	子育て支援課 青少年育成課
			3	相談機能の充実	<p>母子家庭や父子家庭、寡婦からの様々な相談に対して、情報提供や助言を行う母子・父子自立支援員に対し、研修や情報提供を行うなど資質の向上に努め、相談機能の充実に努めます。</p>	<p>・新任者研修会の実施</p> <p>・母子父子寡婦福祉資金業務研修会の実施</p> <p>・母子父子自立支援員の設置(県31人、一般市25人)</p>	—	児童家庭課
			4	母子生活支援施設への入所	<p>保護を必要とする母子家庭については、住居を確保するとともに、生活の自立と子どもの福祉を増進するため、母子生活支援施設への入所等適切な対応を行います。</p>	<p>・入所(R1年度)：37世帯、111人</p>	—	児童家庭課
			5	母子・父子福祉団体に対する支援	<p>地域において相談事業や情報提供等を行う母子・父子福祉団体の活動に対する支援を行い、母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉の向上を図ります。</p>	<p>県下33市郡母子寡婦福祉会に対して活動運営費補助金として資金の一部を補助し、団体育成の推進を図りました。</p> <p>・市郡母子寡婦福祉会運営活動費補助額：1,800千円</p>	—	児童家庭課

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)	
					元年度の実施状況	R2年度の変更点		
7 きめ細やかな対応が必要な子供への支援	3 ひとり親家庭等の自立支援の推進	2 就業支援	1	母子家庭の母等に対する職業的自立の促進	就労経験がない、又は就労経験が少ない母子家庭の母及び父子家庭の父並びに、自立支援プログラムに基づき受講を希望する児童扶養手当受給者及び生活保護受給者を対象とした職業訓練を実施し、職業的自立の促進を図ります。	H30年度事業終了	H30年度をもって事業終了(元年度予算は、H30年度に開講した訓練の繰り越し契約に要する経費のみ計上)	職業能力開発課
			2	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、教育訓練講座を受講する費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金や、看護師・介護福祉士などの就職に有利な資格を取得する際の生活の負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給することにより、就職に結びつきやすい能力や資格の習得支援の推進を図ります。	(県分) 自立支援教育訓練給付金:11件 高等職業訓練促進給付金:68件	—	児童家庭課
			1	母子父子寡婦福祉資金の貸付	生活の維持や子どもの修学等で経済的に困っている方が十分活用できるよう、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対し、制度についての周知を図りますとともに、貸付相談に適切に応じるため、関係職員に対する研修の充実を努めます。	・母子福祉資金の貸付:239件 ・父子福祉資金の貸付:20件 ・寡婦福祉資金の貸付:8件	—	児童家庭課
	4 障害のある子どもへの支援	1 障害のある子どもの育成	1	発達障害者支援センター	自閉症等の発達障がい(者)については、その特性を踏まえたきめ細かな対応が必要であるとともに、知的障がいを伴わない発達障がいに対しても対応を図ります必要があることから、教育・労働・医療などの関係機関と密接な連携を図りながら、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を専門的に行う拠点として発達障がい者支援センターを運営します。	・発達障がい者支援センターを県内4か所に設置 ・相談支援・発達支援:3,798件 ・相談支援・就労支援:1,911件 ・保護者向け研修会を年10回実施	—	障がい福祉課
			2	育成医療の実施・普及	身体に障がいのある児童の障がいの除去又は軽減を図り、身体障がい児の健全な育成を図るためには必要不可欠な事業であり、今後とも、適切な医療の給付を行うとともに、その普及に努めます。	・育成医療給付決定件数:387件 (各政令指定都市及び中核市を除く)	—	障がい福祉課
			3	重度障害者医療費支給制度	重度障がいのある人に係る医療費の一部を助成することにより、必要とする医療を容易に受けられるようにすることで、重度障がいのある人の健康保持及び福祉の増進を図ります。	子ども医療費支給制度の改正に伴い、重度障害者医療費支給制度もH28年10月から改正。所得制限や本人負担額に関し、小学6年生以下と中学生以上で区分けを行いました。	—	障がい福祉課
			4	障害児等療育支援事業	在宅の障がいのある児童等のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障がい児(者)施設の有する療育支援機能を活用し、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、県全体の療育相談事業の充実を図ります。	県内13の障がい保健福祉圏域ごとに、域内の社会福祉法人に委託して事業を実施しました。平成31年4月には、発達障がいへの対応を強化するため発達障がい特化した療育支援事業所を追加開設し、2事業所で事業を実施しました。 ・在宅支援訪問療育等指導事業:2,226件 ・在宅支援外来療育等指導事業:3,522件 ・施設支援一般指導事業:1,126件	令和2年6月から3箇所目となる発達障がい特化した療育支援事業所を開設。	障がい福祉課
			5	障害児保育事業	障害のある子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障害の状態を把握し、家庭や関係機関と連携して適切な保育を図ります。また、小学校への就学にあたっては、保育所児童保育要録を作成し、保育所と小学校との連携を図ります。	保育所指導監査において、施設に体制が整備されているかの確認、助言・指導を実施しました。	—	子育て支援課
			6	児童発達支援事業者の指定	療育(集団及び個別)を行う必要があると認められる未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、専門的な療育や訓練等の支援を行う児童発達支援の充実を図ります。	・事業所数 県域:183か所、北九州市:55か所、福岡市:12か所 ・うち新規指定事業所数 県域:45か所、北九州市:9か所、福岡市:4か所	—	障がい福祉課

施策の柱	施策の方向	No.	施策・事業名	施策・事業の概要	実施状況		担当課(室)
					元年度の実施状況	R2年度の変更点	
7 きめ細やかな対応が必要な子供への支援	1 障害のある子どもの育成	7	放課後等デイサービス事業者の指定	学校に就学しており、支援が必要と認められる障害児に対し、放課後や学校休業日において、生活能力向上のための訓練や社会との交流を図ることができますよう、適切かつ効果的な支援を行う放課後等デイサービスの充実を図ります。	・事業所数 県域:399か所、北九州市:137か所、福岡市:197か所 ・うち新規指定事業所数 県域:74か所、北九州市:20か所、福岡市:34か所	—	障がい福祉課
		8	保育所等訪問支援事業者の指定	保育所等集団生活を営む施設に通う障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援の充実を図ります。	・事業所数 県域:45か所、北九州市:8か所、福岡市:17か所 ・うち新規指定事業所数 県域:12か所、北九州市:2か所、福岡市:3か所	—	障がい福祉課
		9	医療型児童発達支援事業者の指定	肢体不自由があり、機能訓練や医療的管理下での支援が必要である障がいのある児童に対し、日常生活における基本的動作及び知識・技能を習得し、集団生活に適応できるよう適切かつ効果的な訓練等の支援を行う医療型児童発達支援の充実を図ります。	・事業所数 県域:0か所、北九州市:0か所、福岡市:2か所 ・うち新規指定事業所数:0か所	—	障がい福祉課
		10	福祉型入所施設の指定、医療型入所施設の指定	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能を習得するための支援を行う施設である福祉型入所支援と医療型入所支援の充実を図ります。	福祉型障害児入所施設 ・事業所数 県域:6か所、北九州市:2か所、福岡市:3か所 ・うち新規指定事業所数:0か所 医療型障害児入所施設 ・事業所数 県域:8か所、北九州市:3か所、福岡市:2か所 ・うち新規指定事業所数 福岡市:2か所	—	障がい福祉課
		11	障害児相談支援事業者の指定	障がい児通所支援等(児童発達支援、放課後等デイサービスなど)を利用する障害児に対し、適切に障がい児支援計画を作成できるよう、障がい児相談支援の充実を図ります。	相談支援事業者の指定に必要な相談支援専門員を養成する研修を実施しました。 ・相談支援従事者初任者研修:2回 ・障がい児相談支援事業(R2.3月時点)1か月あたりの利用実人員:5,085人	—	障がい福祉課
	2 特別支援教育推進体制の整備	1	小・中・高等学校等での取組	公立・私立の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校において、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が、一貫した継続性のある支援を受けることができるように、支援体制の整備を図ります。	・作成が必要な子どもが在籍している学校のうち、個別の教育支援計画を作成している学校:97.5% ・作成が必要な子どもが在籍している学校のうち、個別の指導計画を作成している学校:98.0% ・専門家による巡回相談の実施 ・ふくおか就学サポートノート(引継ぎシート)の提供・活用促進 ・5歳児のいる家庭へのふくおか就学サポートノート紹介リーフレット配布	・保護者向けハンドブックの活用促進	特別支援教育課
		2	特別支援学校での取組	日常的に医療的ケアが必要な子どもが、安全に、かつ安心して教育を受けることができ、保護者のレスパイトケアの充実が図れるよう、看護師を配置します。一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図り、就学前から学校卒業後までを見通した支援を行うことができるよう、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成します。福岡県特別支援教育推進ネットワークを構築し、障がい種の専門性を補完するとともに、小・中・高等学校等の教員への支援や情報提供を行い、センター的機能の充実を図ります。	・看護職員を県立特別支援学校12校に37人配置 ・看護職員研修会の実施(年2回) ・医療的ケアを必要とする児童生徒等の指導に携わる教員を対象とした研修会の実施(年2回) ・特別支援学校医療的ケア体制整備事業運営協議会及び同校長部会の開催(運営協議会年1回、校長部会年2回) ・教員による医療的ケア(特定行為)の実施 ・高度な医療的ケア(人工呼吸器の使用等)の実施	・看護職員を県立特別支援学校12校に46人配置(うち6人をリーダー看護職員(常勤)として配置) ・未設置校に非常用発電機を設置	特別支援教育課